

区財政の推移と現状

平成28年(2016年)9月

豊 島 区

目 次

第1章 区財政の推移と現状 1	第2章 区財政の課題 29
1. 収支の推移と現状 1	1. 「貯金」と「借金」のバランス 29
2. 2年連続の決算規模拡大 2	2. 急増する扶助費と繰出金 30
3. 歳入の動向 3	3. 施設の改築・大規模改修需要への対応 31
(1) 総括			
(2) 特別区税			
~区民税均等割引き上げを財源とした緊急防災・減災事業の実施~			
(3) 特別区財政調整交付金(特別区交付金)			
(4) 地方消費税交付金		1. 「身の丈」に合った財政運営 32
~地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途~		2. 標準財政規模の推移 33
(5) 一般財源歳入		3. これからの財政運営 34
4. 歳出の動向 10	資料集 35
(1) 性質別歳出		○主要な防災・減災事業 42
(2) 義務的経費		○図表目次 43
① 人件費			
② 扶助費			
③ 公債費			
(3) 一般行政経費			
(4) 投資的経費			
(5) 目的別歳出			
5. 特別区債の動向 18		
(1) 発行状況			
(2) 残高			
6. 基金の動向 20		
(1) 推移と現状			
(2) 特定目的基金の運用(27年度運用金解消)			
(3) 実質残高			
7. 財政指標等の動向 22		
(1) 経常収支比率			
(2) 人件費比率			
(3) 健全化判断比率			
(4) 公債費負担比率(24年度までは公債費比率)			

- ・計数については、表示単位未満を四捨五入し、端数処理はしていないため、合計と一致しない場合があります。
- ・決算数値については、普通会計によるものを用いています。
- ・一般会計の決算数値を用いている場合には、その旨記載しております。
- ・基金については、介護保険事業関係分を除いています。
- ・説明では金額を億円単位で表記しています。
- ・「平成」の元号は省略しています。
- ・原則として、過去17年間(11~27年度)の数値をグラフ化しています。

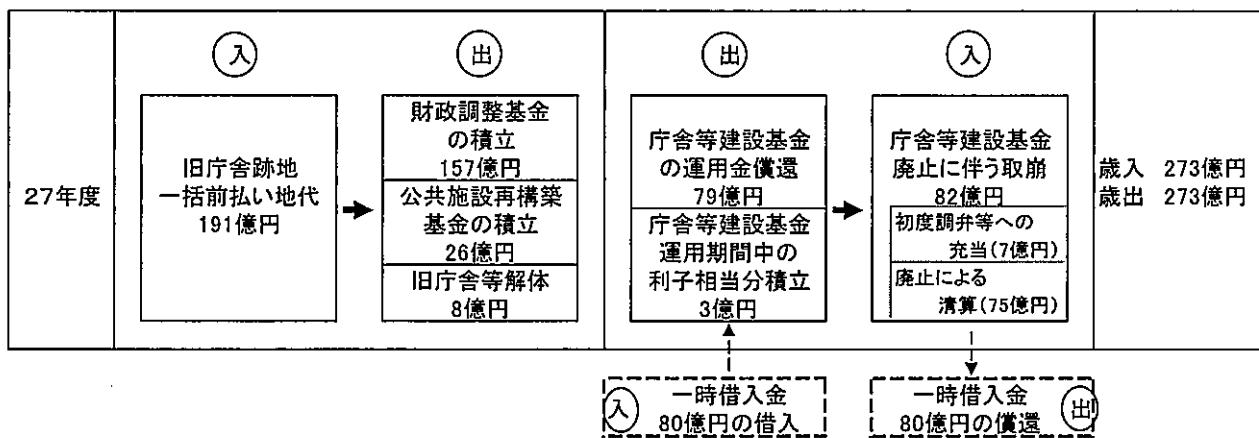
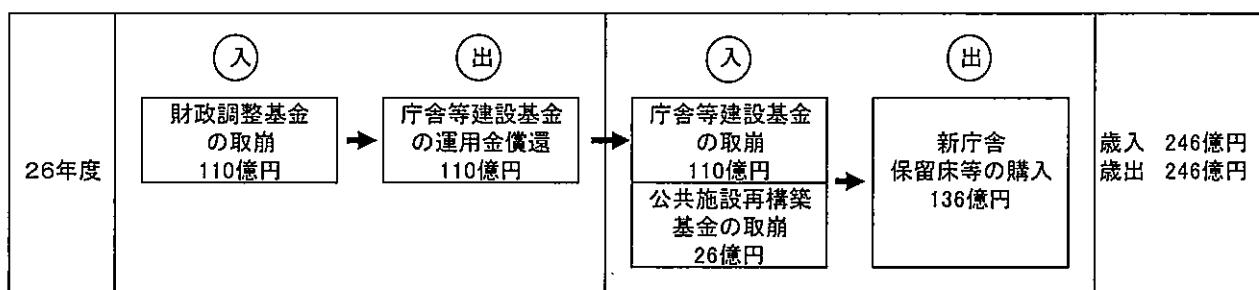
2. 2年連続の決算規模拡大

26・27年度は、新旧庁舎に関連した、多額で一時的な経費・歳入の計上があったため、決算規模は2年連続で大きく拡大しました。

26年度の決算規模拡大の要因は、新庁舎整備に関連した、新庁舎保留床等購入経費136億円と、庁舎等建設基金運用金償還金110億円の、2つの大きな歳出に起因しています。

また、27年度の決算規模拡大の要因は、旧庁舎跡地一括前払い地代191億円と、基金廃止に伴う庁舎等建設基金繰入金82億円の、2つの大きな歳入に起因しています。

図表2 新旧庁舎関連の多額で一時的な経費



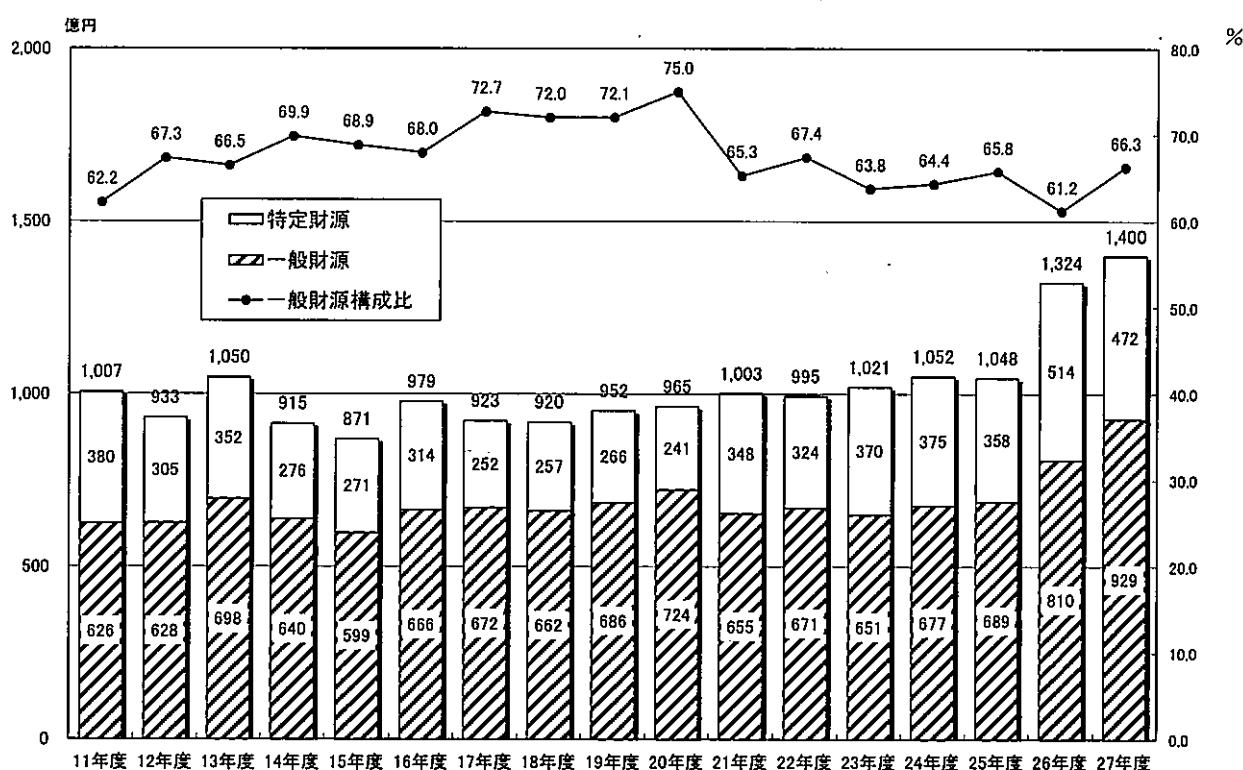
3. 島入の動向

(1) 総括

島入総額は、図表3のとおり、前年度と比べ77億円の増となる1,400億円となり、過去最大の決算額となりました。島入が膨らんだのは、税交付金の島入が43億円、新旧庁舎関連の一時的な島入が27億円増加したことが主な要因です。新旧庁舎関連の大きな経費が計上され島入規模が大きく拡大したのは2年連続です。（新旧庁舎関連の一時的な経費については、2ページ参照）

税交付金の増の主な要因は、地方消費税交付金が消費税率引き上げによる増収により、前年度より31億円の増、特別区民税が課税人口の伸びや収納率の向上などにより、前年度より9億円増となったことが挙げられます。

図表3 島入の推移（一般会計）



一般財源島入とは、税交付金島入「特別区税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金（9年度から）、自動車取得税交付金、地方特例交付金（11年度から）、特別区財政調整交付金、交通安全対策特別交付金」のほか、土地等貸付料（27年度旧庁舎跡地一括前払い地代191億円）、財政調整基金繰入金、基金運用金（6～11・14年度）などを含みます。

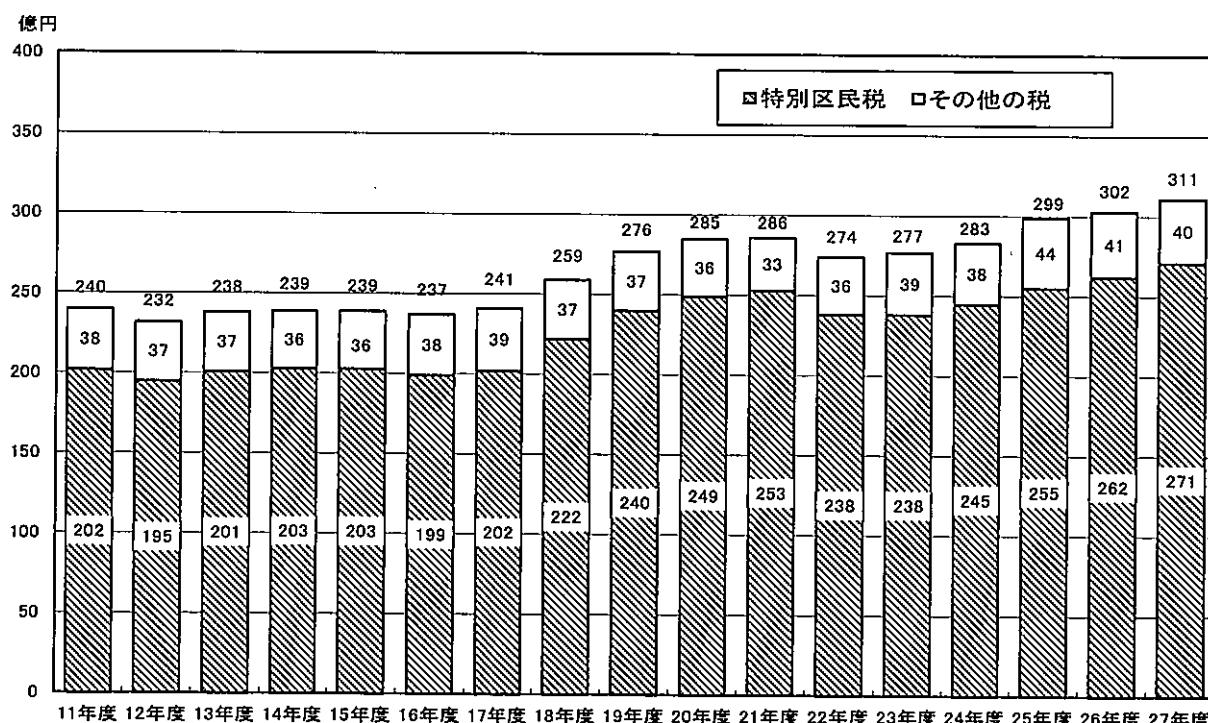
(2) 特別区税

特別区税は、4年度の309億円のピーク後、いわゆるバブル経済の崩壊や区民税減税措置の影響等により240億円前後で推移していました。17年度以降は景気の回復や課税人口の伸びによって増加に転じ、21年度は286億円まで回復しました。22年度は、リーマンショック以降の世界的な景気悪化を受け、特別区民税が大幅な減収となったことから、一時的に274億円と減少しましたが、その後は再び増加に転じ、27年度は前年度比で8億90百万円のプラスとなる311億円となりました。これは過去最大の収税額で、従前のピークである4年度を23年ぶりに上回りました。特別区たばこ税が売渡し本数の減により68百万円の減となった一方で、特別区民税が課税人口の大幅な伸びや収納率の向上などにより、前年度比9億23百万円の増となったことなどが要因です。

また、20年に始まった「ふるさと納税」制度が27年度の区民税課税額に与えた影響は△63百万円でした。しかし27年に制度が拡充され、28年度の区民税課税額は△3億83百万円の影響を受けており、看過できない状況になっています。「ふるさと納税」は、生まれ育った自治体や応援したい自治体への寄附を建前としながら、税源偏在は正が目的であることが垣間見えており、本来の趣旨から逸脱しています。

なお、16年度より、豊島区独自の法定外税として狭小住戸集合住宅税を課税しており、27年度は前年度比35百万円のプラスとなる4億21百万円の収入となりました。

図表4 特別区税収入の推移



「その他の税」とは、軽自動車税、特別区たばこ税、狭小住戸集合住宅税の収入額の合計を指します。

26年度から区民税均等割額が引き上げされました

～区民税均等割引き上げを財源とした緊急防災・減災事業の実施～

26年度より、個人住民税均等割が年額1,000円（都民税500円、区民税500円）引き上げになりました。これは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（23年12月施行）の成立に伴い、平成24年第二回定例会において「豊島区特別区税条例」を改正したことによるものです。

その背景ですが、国は、東日本大震災を受けた復旧復興事業費として必要な財政規模を19兆円と算出し、そのうち0.6兆円については、被災地に限らず全国の自治体が23年度からの5年間で緊急に実施する防災・減災事業に、自治体自らの財源である住民税を充てることとされたものであり、豊島区も同法の趣旨に基づき、減災事業等を積極的に推進しています。

これらの防災・減災事業の実施に必要な財源は、26年度から35年度までの10年間の区民税均等割引き上げで賄うことになっています。この引き上げは区民税納税者15万人に及ぶと見込んでおり、その財政規模は1年あたり7千5百万円、10年間で累計7.5億円と推計しています。

○個人住民税の均等割引き上げ

個人住民税の 均等割引き上げ	現行	改正後 (平成26年度から平成35 年度まで)
区民税	3,000円	3,500円
都民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

○これまで実施した防災・減災事業の実績 (主要な事業についてはP42参照)

年度	予算額			決算額		
	事業費	特定財源	一般財源	事業費	特定財源	一般財源
平成23年度(補正予算)	456,301	73,000	383,301	226,106	6,923	219,183
平成24年度(補正予算含む)	481,804	364,365	117,439	254,075	146,460	107,615
平成25年度(補正予算含む)	787,438	558,973	228,465	317,640	189,012	128,628
平成26年度(当初予算額・ 補正予算無し)	1,029,248	508,347	520,901	489,131	191,718	297,413
平成27年度(当初予算額・ 補正予算無し)	1,974,914	1,035,000	939,914	1,072,235	532,525	539,710
23～27年度までの計	4,729,705	2,539,685	2,190,020	2,359,187	1,066,638	1,292,549

(3) 特別区財政調整交付金（特別区交付金）

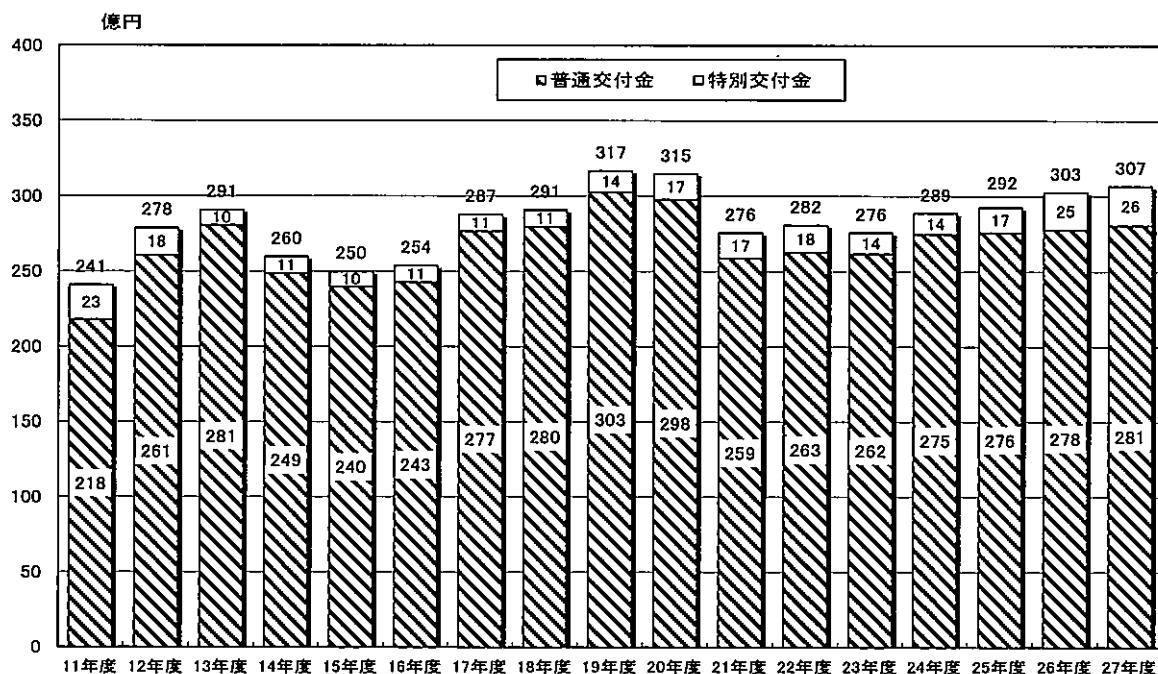
23 区と東京都及び 23 区相互間では、市町村民税法人分・固定資産税・特別土地保有税の 3 税を財源として、事務の分担等に応じた財政調整が行われています。

特別区税とともに区の主要な財源となっている特別区財政調整交付金は、元年度の 360 億円をピークに大きく減収し、6 年度以降 200 億円台の前半で推移していましたが、図表 5 のとおり 12 年度は制度改革に伴う配分割合の変更などにより大きく増加に転じました。

その後、14~16 年度の 3 年間は 250 億円前後で推移していましたが、17 年度以降は再び増加に転じました。これは、景気の回復による市町村民税法人分の堅調な伸びにより交付金の総額が増加したことや、都心回帰による人口の増加等を受けて基準財政需要額が増加したこと、19 年度においては配分割合が変更となったことなどが主な要因です。21 年度はリーマン・ショック以降の世界的な景気悪化の影響により、市町村民税法人分が大幅な減収となり、前年度比 39 億円の減と 7 年度以降では最大の落ち込みとなりました。

24 年度からは景気の好転により特別区財政調整交付金の原資である市町村民税法人分の税収が大きく伸びたことから增收となり、27 年度については前年度比 3 億 69 百万円の増となる 307 億円まで拡大しています。しかし 26 年 4 月の消費税率引き上げが、大都市と地方の財政力格差をさらに拡大させるとして、財政調整交付金の原資である「法人住民税の一部国税化」が法制化され、27 年度の財政調整交付金から影響を与えています。その影響額は、27 年度で 9 億円、影響が平年化される 28 年度からは 21 億円程度の減収となることが想定され、区財政にとって無視できないものとなっています。

図表 5 特別区財政調整交付金の推移



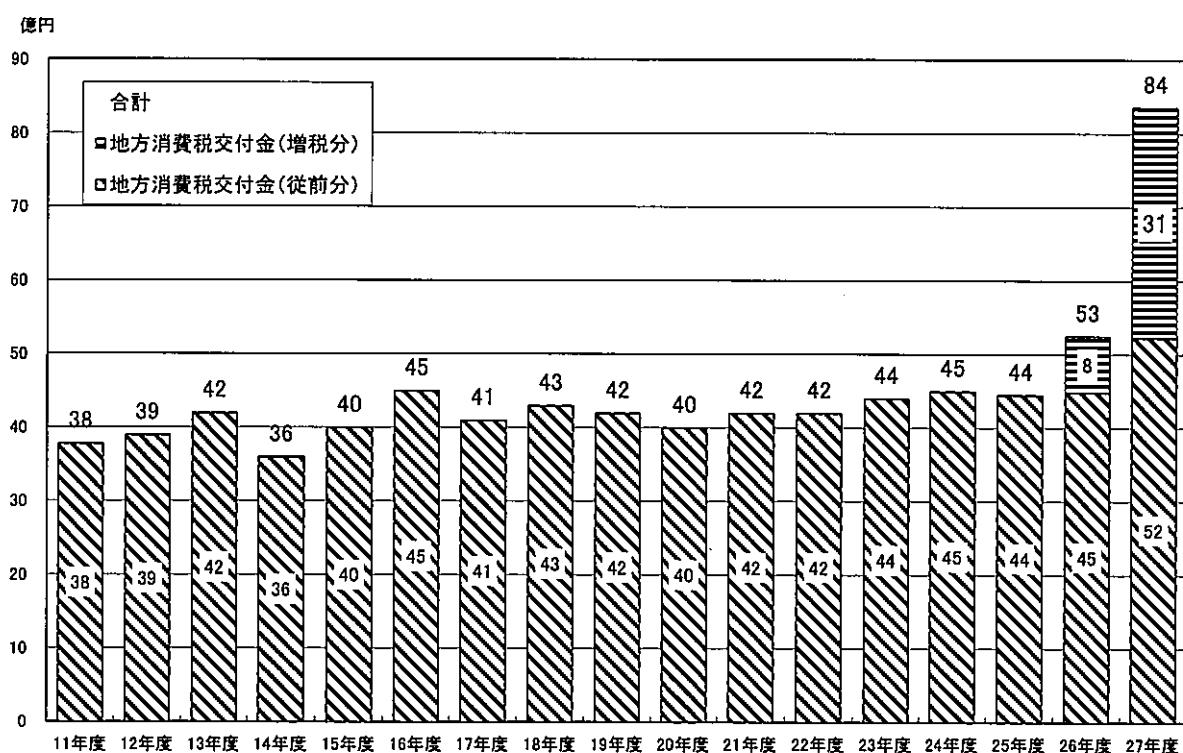
平成 12 年度の都区制度改革に伴う清掃事業の移管などにより、特別区の配分割合がそれ以前の 44% から 52% に改められ、19 年度には、国の三位一体改革による影響や、都補助金対象事業の一部が特別区の自主事業へと振り替えられたことなどが加味され、配分割合が 55% に変更になりました。

(4) 地方消費税交付金

消費税の税率は、26年3月まで5%（うち1%が地方消費税）でしたが、26年4月から税率は8%に引き上げられました。8%のうち、6.3%が国税としての消費税であり、1.7%が地方消費税となっています。この地方消費税の2分の1が地方消費税交付金として区市町村に交付されます。

地方消費税交付金は、図表6のとおり、10年度以降40億円台前半で推移していましたが、26年度は税率改正の効果が現れ53億円に、27年度は効果が平年で現れ、景気動向が好調だったことから前年度比31億8百万円の増となる84億円の交付額となりました。

図表6 地方消費税交付金の推移



店頭で支払われた消費税が区市町村に交付されるまでには半年ほどのタイムラグがあるため、消費税率改正の効果が満額となるのは税率改正の翌年度からとなりました。ただし増税分については、都から都内各自治体へ交付される際の配分率指標であった「従業者数」が除かれ「人口」指標のみで配分されることから、8%時に地方消費税率は1.7倍になるものの豊島区への交付は1.6倍の増加に留まりました。

28年度予算では従前分44億円、増税分26億円を見込んでいます。

～ 地方消費税交付金（社会保障財源分）の使途 ～

税率引き上げに伴う增收分は、その全額を社会保障の財源に充当することとなっています。地方消費税交付金のうち、税率引き上げによる增收分の27年度決算額は、31億29百万円でした。

◇ 地方消費税交付金の決算額

単位：千円

	地方消費税交付金	従前分		社会保障財源分	
27決算	8,361,454		5,232,385	3,129,069	
26決算	5,253,493		4,488,570	764,923	
[参考]27・28当初予算	7,012,000		4,400,000	2,612,000	

社会保障財源分（税率引き上げ分）の地方消費税交付金は、福祉費・衛生費・特別会計繰出金の、人件費と投資的経費を除いた事業費一般財源相当額の財源として活用しています。税率引き上げ前の25年度と27年度の決算額を比較したものが下表です。

社会保障費の伸び（人件費・投資的経費を除く）

単位：千円

	25年度決算		27年度決算		社会保障費の伸び	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
福祉費	30,456,885	10,721,049	34,572,577	13,285,878	4,115,692	2,564,329
衛生費	2,335,631	1,583,778	2,654,350	1,896,836	318,719	313,058
特別会計繰出金	10,537,409	9,592,457	11,612,529	10,130,676	1,075,120	538,219
社会保障費合計	43,329,925	21,897,284	48,839,456	25,312,890	5,509,531	3,415,606

消費税引き上げに伴う增收分以上に、社会保障費の区の負担は増えています。

社会保障費の伸び34.16億円 > 消費税交付金社会保障財源分31.29億円

26年度の税制改正において、「地方法人課税の見直し」の一環として、法人住民税の一部国税化が盛り込まれました。本区の財政調整交付金に与える影響は、8%時平年ベースで21億円の減収が想定されます。加えて国は、消費税率10%への引き上げ時にも、更なる法人住民税の国税化を推し進めようとしています。引き上げ時期は31年10月に延期となりましたが、区の財政運営にさらに大きな影響を与えることが懸念されます。

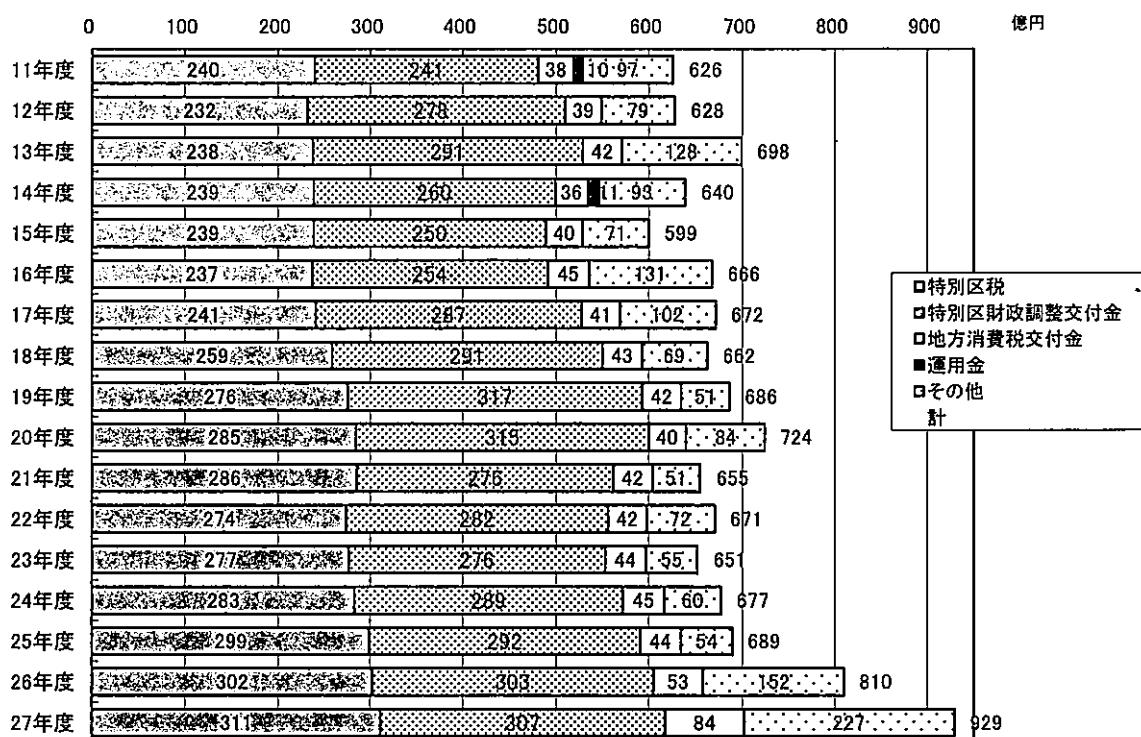
(5) 一般財源歳入

一般財源歳入とは、使途が制約されずどのような経費にも使用できる収入をいい、特別区税や特別区財政調整交付金、財政調整基金繰入金、土地等貸付料などによって構成されています。27年度は929億円と、前年度に比べ119億円、14.6%のプラスとなっていますが、2年連続で巨額な数値になりました。26年度は新庁舎保留床等購入のために財政調整基金を110億円取り崩して歳入したこと、27年度は旧庁舎跡地一括前払い地代191億円を歳入したことが大きく影響しています。

一般財源歳入は、いわゆるバブル経済の崩壊に伴い6年度に大きく落ち込んだ後、長引く景気の低迷や減税措置の影響等により、ほぼ横ばいを続けてきました。17年度からは景気の回復等により特別区税と特別区財政調整交付金が堅調に伸び、一般財源歳入総額も増加傾向となり、20年度は700億円を超えました。その後、リーマンショック以降の世界的な景気悪化の影響を受け、21年度は特別区財政調整交付金が、22年度には特別区税が大きく落ち込んだものの、近年は増加傾向にあります。

図表7のとおり、一般財源歳入は特別区税、特別区財政調整交付金の2大財源でその大半を占め、27年度の2大財源合計額は618億円でした。これは、過去最大であった元年度の633億円に近付き、高水準の歳入規模と言えます。

図表7 一般財源歳入の推移（一般会計）



「他の一般財源」の増要因は、13年度は高齢者福祉施設整備基金の廃止による繰入金32億円及び旧稚司谷小学校土地等権利金収入23億円、16年度は旧時習小学校用地売払収入65億円、26年度は新庁舎保留床等購入のための財政調整基金繰入110億円、27年度は旧庁舎跡地活用収入191億円です。

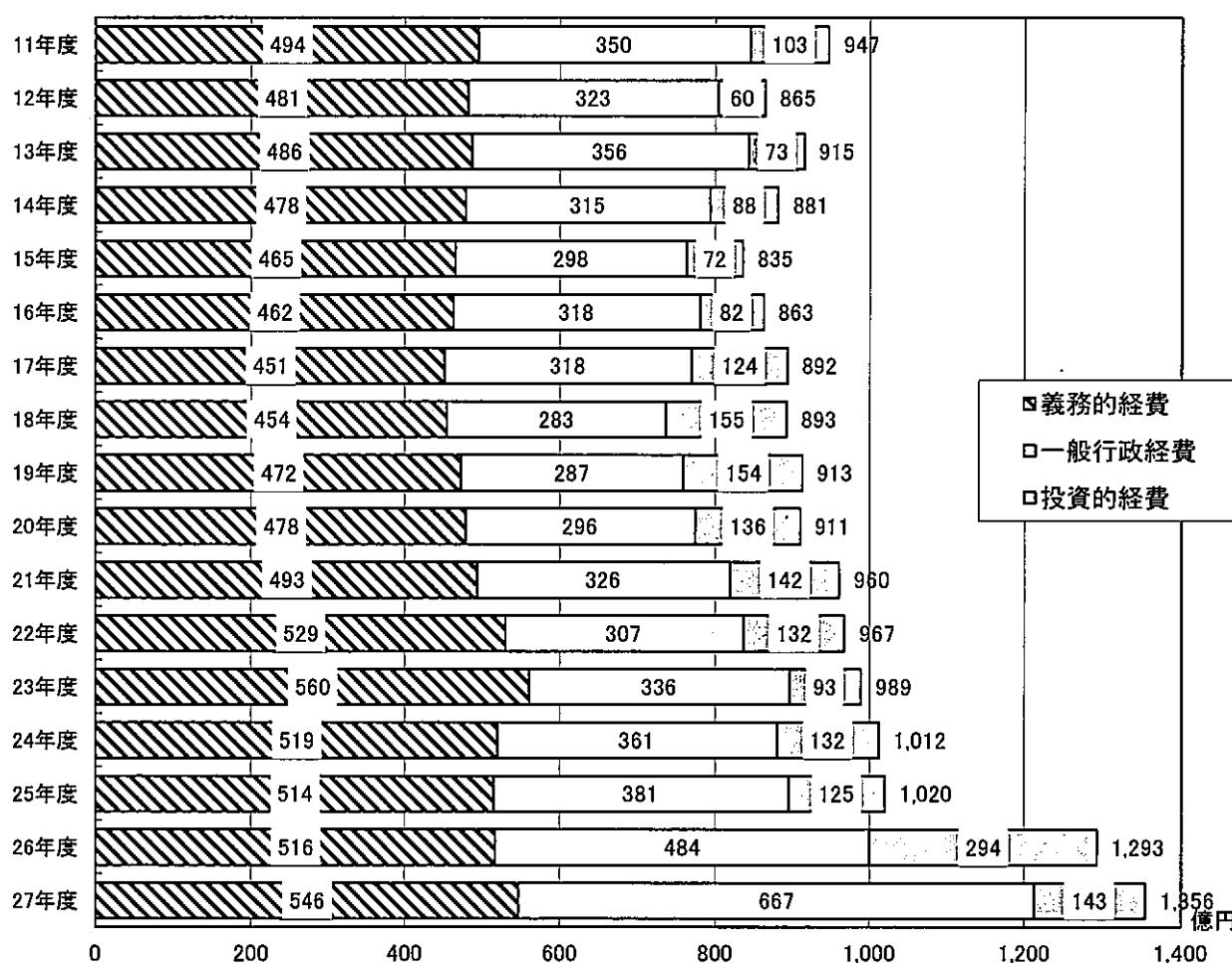
4. 歳出の動向

(1) 性質別歳出

歳出額は、図表8のとおり 800 億円～900 億円台で推移していましたが、24年度から1,000 億円を超える年が2年連続で過去最大となりました。27年度は旧庁舎跡地一括前払い地代を受けた基金積立金など191億円の歳出と、基金廃止に伴う庁舎等建設基金運用金償還金など82億円の歳出が主な増要因であり、前年度に比べ4.9%、63億円のプラスとなる1,356億円となっています。（詳細は2ページ参照）

歳出額を使途の性質別に区分すると、「義務的経費」は546億円で前年度に比べ31億円のプラスとなっています。また「一般行政経費」は、庁舎等建設基金運用金償還金や基金積立金が含まれるため、2年連続で大きく増加しています。「投資的経費」は、26年度に計上された新庁舎保留床等購入経費136億円の皆減などにより、前年度比150億円マイナスの143億円となっています。

図表8 性質別決算額の推移（普通会計）



「普通会計」とは、各地方自治体の財政状況の把握、相互比較や時系列比較が可能となるよう、総務省で定める基準により作成する統計上の会計をいいます。本区の場合、一般会計に従前居住者対策会計（22年度廃止）を加え、会計間の重複額等を控除したものが該当します。

(2) 義務的経費

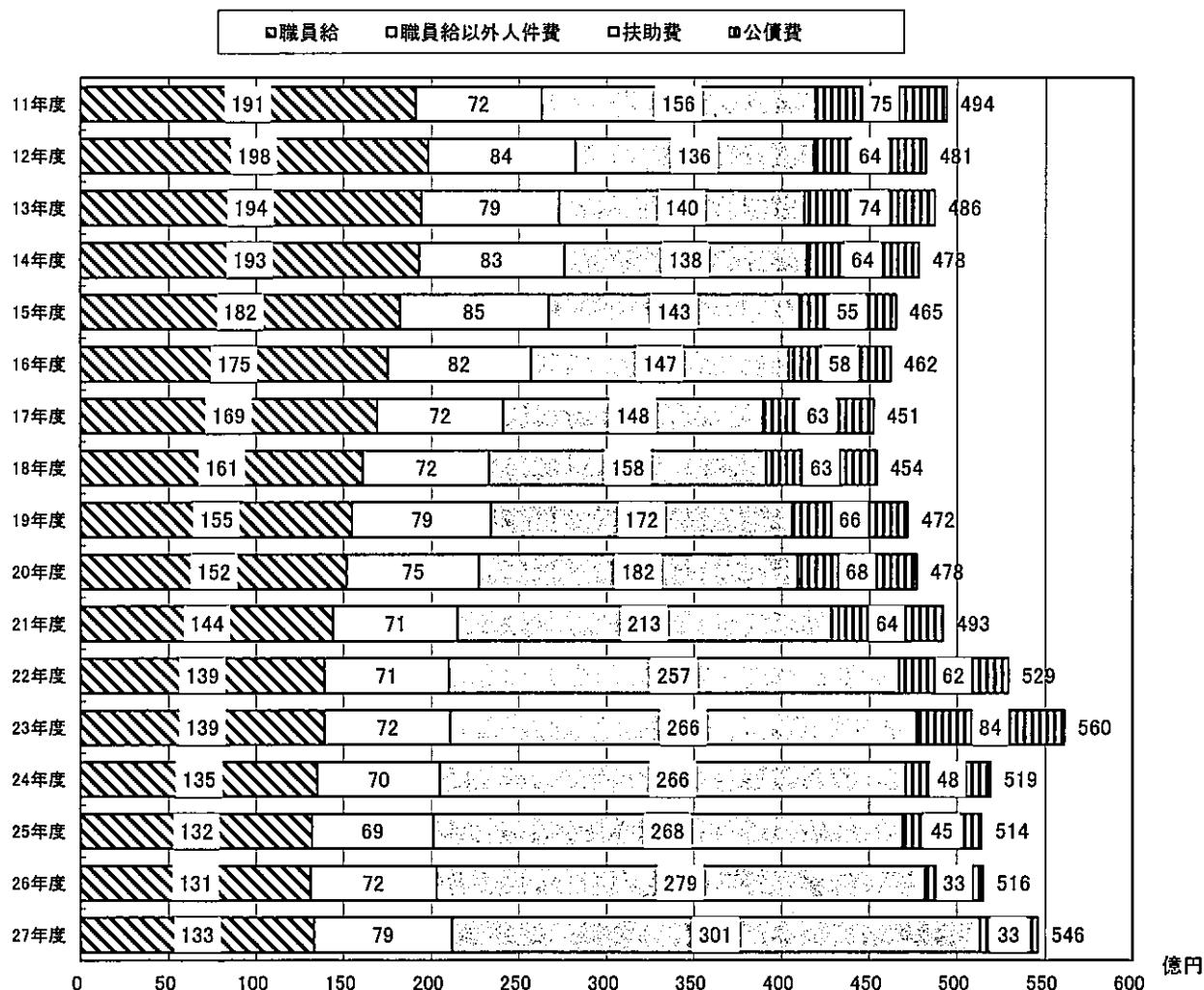
「義務的経費」の推移は図表9のとおりです。人件費総額（職員給とそれ以外の人件費の合計額）は、9年度から3年連続で減少していましたが、12年度には都区制度改革に伴い清掃事業が移管され、清掃職員の人件費が加わったことから282億円に増加しました。その後「定員管理計画」に基づき計画的に職員数の削減に取り組んできた結果、25年度まで縮小しましたが、27年度は職員共済費の制度改正などにより8億98百万円の増となっています。

扶助費は、15年度以降一貫して増加しています。27年度は私立保育所に対する保育委託及び助成経費が7億93百万円の増となるなど保育定員拡大などにより、前年度と比べ7.7%の増、21億43百万円のプラスとなっています。

また公債費は、これまでの起債抑制効果から、前年度比0.8%の増、26百万円の微増ながら低水準を保っています。

今後義務的経費は、人件費や公債費の大きな削減は難しく、扶助費の増加が想定されることから、これら義務的経費が歳出全体を押し上げる状況が続くことが懸念されます。

図表9 義務的経費の推移（普通会計）

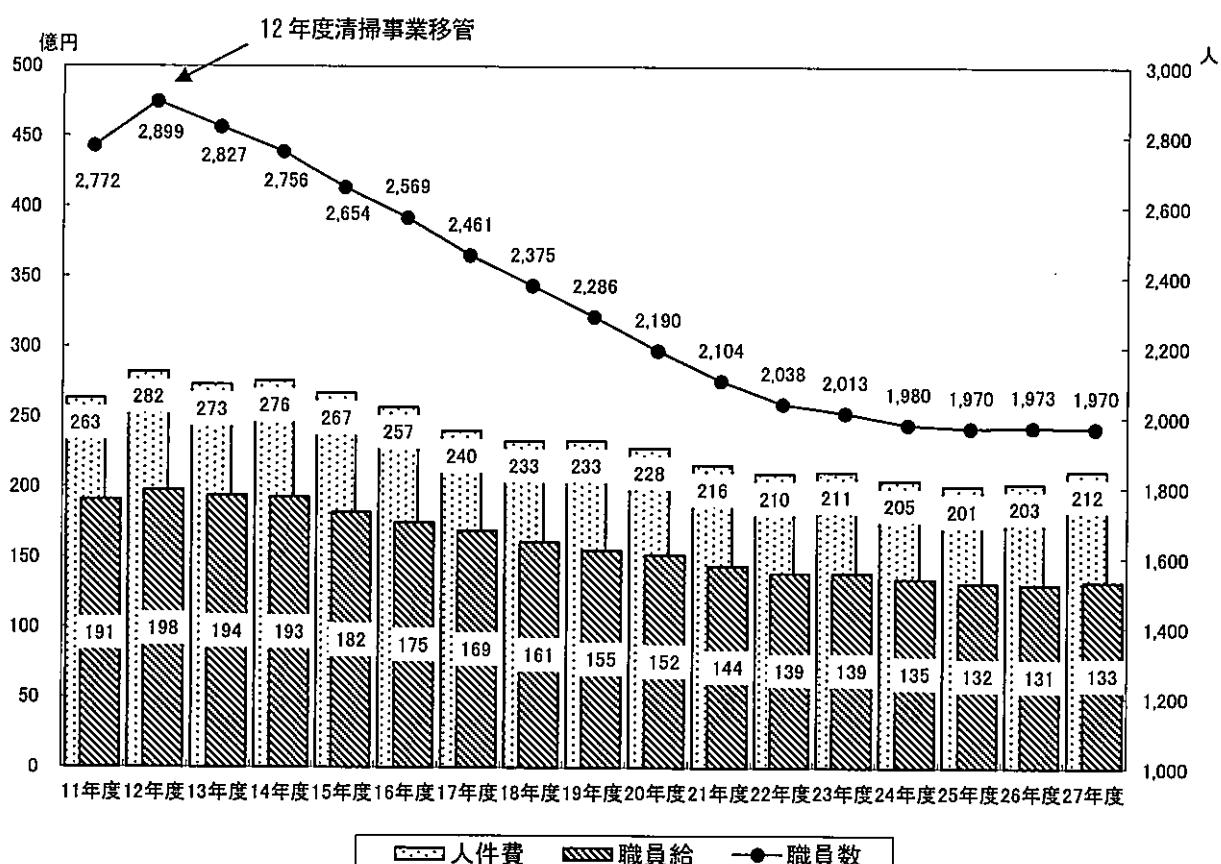


① 人件費

人件費には、一般職員の給料、退職手当のほか、区議会議員や審議会等の委員報酬、共済組合負担金などが含まれています。人件費総額は図表 10 のとおり、27 年度は 212 億円で、前年度に比べ 4.4%、8 億 98 百万円の増となっています。これは、退職手当は減（前年度比△4 億 80 百万円）じたものの、共済費本人負担金を 27 年 10 月から一般会計で歳入し、同額共済組合への歳出として新たに 9 億 59 百万円計上したことが主な要因であり、この制度改正がなければ人件費は 27 年度も微減となっていました。

職員数は 27 年度 1,970 人で、前年度に比べ 3 人の減となっており、ピークであった 5 年度の 3,098 人と比較するとトータルで 1,128 人のマイナスとなります。なお、この間、12 年度には都からの清掃事業の移管などにより 191 人が増加しているため、この影響を除くと 1,319 人の減となります。

図表 10 人件費と職員数の推移



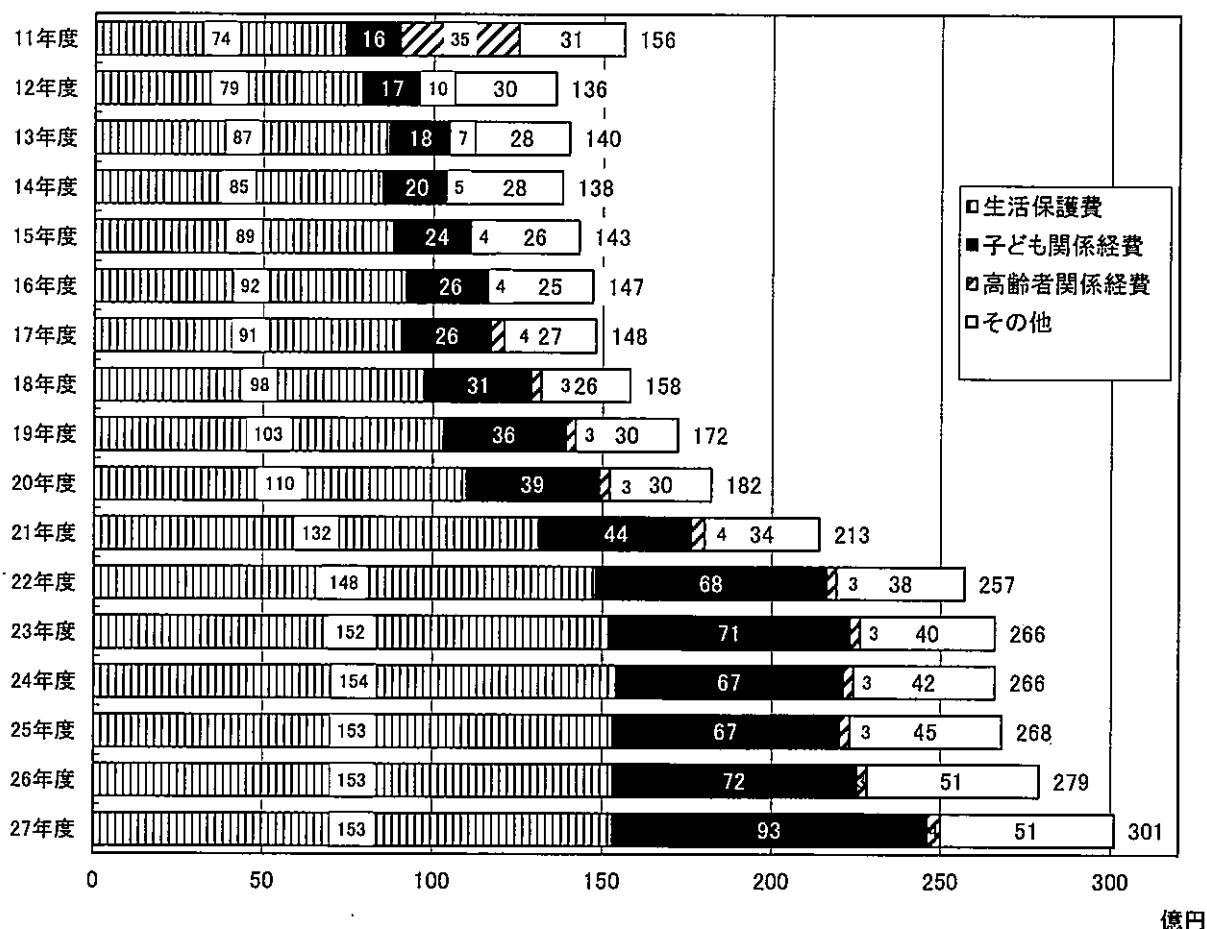
職員数は、「普通会計」と「その他の会計（国保会計・介護保険会計・後期高齢者会計）」の合計であり、豊島区定員管理上の数値を使用しています。また、数値は毎年度 4 月 1 日現在のものです。

② 扶助費

扶助費は、図表 11 のとおり、一貫して増加しています。12 年度は介護保険制度の導入により老人ホーム措置費等が介護保険事業会計に移行したため、大幅な減少となりましたが、15 年度以降、生活保護費の増や児童扶養手当の区移管、児童手当の拡充、区立保育園の民営化、子ども手当の創設などにより増加の一途をたどり、特にリーマン・ショック後の世界的な経済不況により景気・雇用情勢が急激に悪化した 21・22 年度は、生活保護費が急増し扶助費全体を押し上げました。

27 年度は私立保育所に対する保育委託及び助成経費が 7 億 93 百万円の増となったほか、前年度まで補助費に計上していた小規模保育運営費と認証保育所運営費が、扶助費に移行しつつ伸びたこと（移行分 6 億 34 百万円、増分 5 億 75 百万円）などにより、前年度と比べ 7.7% の増、21 億 43 百万円のプラスとなる 301 億円となりました。保育ニーズの高まりや高齢化の進展に伴い、扶助費は今後も高い水準で推移していくと考えられます。

図表 11 扶助費の推移



③ 公債費

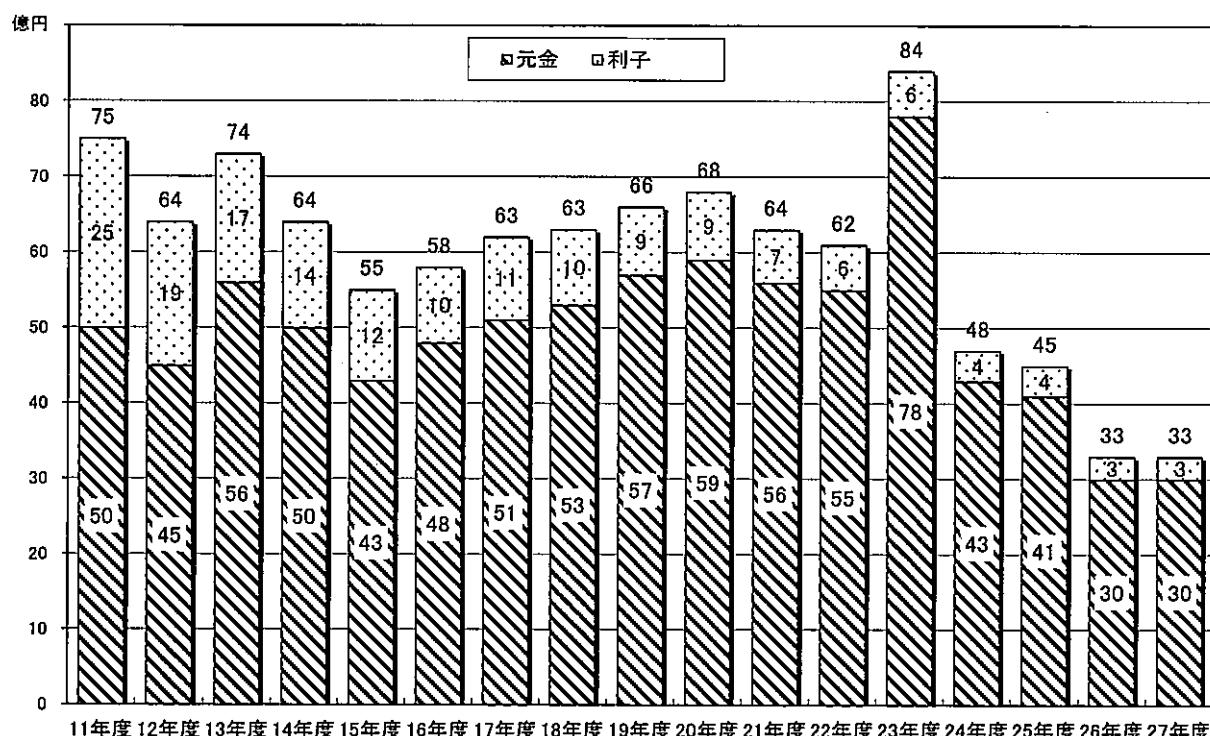
公債費とは、特別区債の返済に充てる元利償還金のことです。公債費は6年度から増加し続け、図表12のとおり、11年度に75億円に達し、その後増減を繰り返してきましたが、23年度は過去最高の84億円に達しました。これは、三芳グランド整備事業と長崎四丁目特別養護老人ホーム建設事業において、31億円の多額の満期償還を行ったことによるものです。

24年度以降はその特殊要因がなくなったことに加え、後年度負担を考慮し特別区債の発行を抑制してきた効果が現れ、27年度は元金償還が30億40百万円、利子償還が2億74百万円の、合計33億14百万円にまで減少しました。なお、直近の新たな借入は償還期間を短くしているため、元金償還が前年度比62百万円増となっており、公債費合計でも前年度比26百万円の増でした。

元金と利子の構成比をみると、高金利時代に発行した特別区債の償還が大半を占めた8年度までは、公債費のほぼ半分が利子の返済に充てられていましたが、26年度には利子償還額の占める割合は8.3%にまで低下しています。

今後迎える学校改築をはじめとした大型建設事業のピーク時において、起債残高が再上昇し、公債費も再び増額となることが想定されますが、公債費を過度に増加させないためには、事前に計画的な基金への積み立てを行い、その基金を活用することで起債額を可能な限り抑制する取り組みが必要になってきます。

図表12 特別区債元利償還金の推移



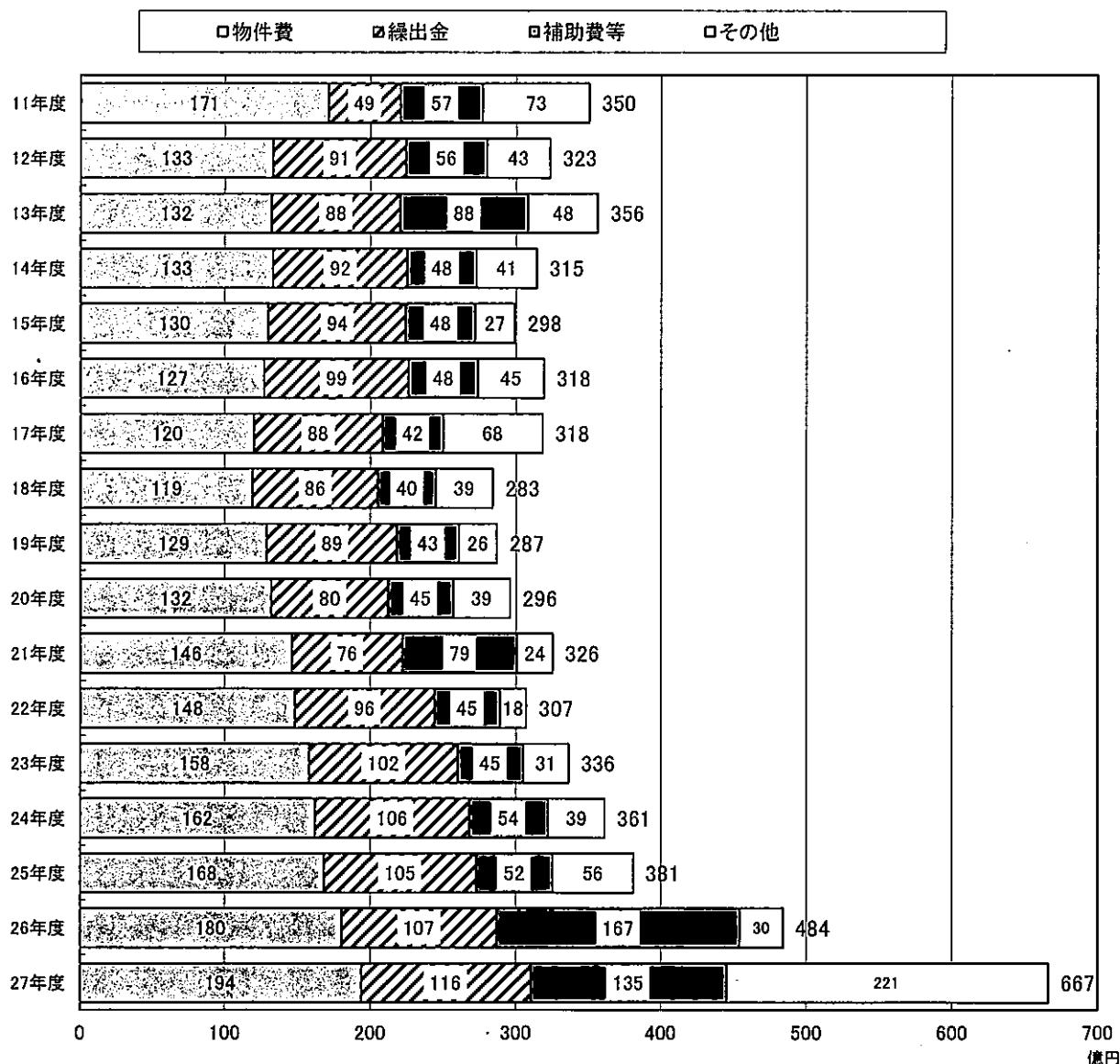
※普通会計の金額のため、一般会計の公債費額とは一致しない。ここでは公債費に算入される一時借入金利子を除く。

(3) 一般行政経費

一般行政経費は図表13のとおり、23年度から一貫して伸びており、26・27年度はともに新旧庁舎関連の大きな一時的経費を計上したため、規模が拡大しました。補助費については、庁舎等建設基金運用金償還金を、26・27年度にそれぞれ111億円、79億円計上したこと、その他の経費については、27年度に旧庁舎跡地一括前払い地代収入を原資に183億円の基金積立を行ったことが、一般行政経費の規模を拡大させた要因です。27年度は、前年度に比べ37.8%、183億円のプラスとなる667億円となっており、一般行政経費の総額は過去最大値を大きく更新しました。

また繰出金は、医療給付費や介護給付費などの増の影響で、今後もさらに増加することが想定されるため、高齢化への対応を視野に入れた財政運営が求められます。

図表13 一般行政経費の推移



(4) 投資的経費

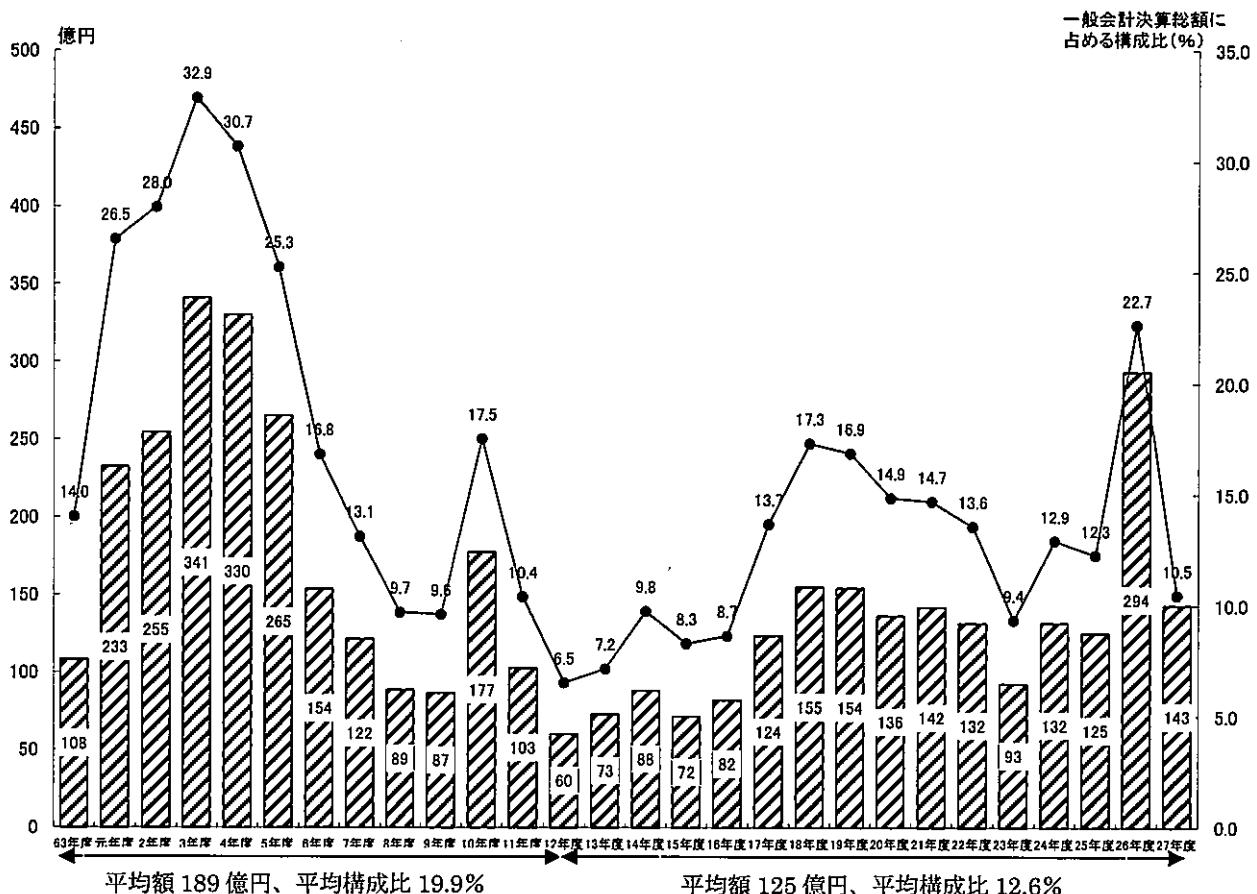
投資的経費とは、公共施設や道路などの整備のために支出される費用であり、昭和 63 年度から平成 27 年度までの 28 年間の総額は 4,269 億円、平均は 152 億円でした。特に、前半の昭和 63 年度から平成 11 年度の 12 年間では、投資的経費総額が 2,264 億円、この間の決算総額が 1 兆 1,381 億円であることから、投資的経費はその 19.9% を占めていました。

特に、投資的経費は元年度から急増し、5 年度までの 5 年間は毎年 200 億円を超え、この 5 年間の合計額（1,424 億円）は、28 年間の総額の 33% を占めています。また、各年度の歳出総額に占める割合は、3・4 年度のピーク時には 3 割を超えていました。

12 年度以降には決算総額に占める構成比は 10% 未満に抑えられていましたが、17 年度からは東池袋四丁目地区並びに南池袋二丁目 A 地区市街地再開発事業や、土地開発公社長期債務の繰上げ償還などにより、10% を超える状況となりました。なお、26 年度に支出された新庁舎保留床等購入経費 136 億円の皆減により、27 年度は前年度比△51.2%、△150 億円のマイナスとなる 143 億円となりました。

今後は、昨今の工事費高騰の影響と、学校をはじめとする老朽化した区有施設の改築改修需要により、投資的経費が高水準で推移する見込みであり、より計画的な財政運営が求められます。

図表 14 投資的経費の推移



5. 特別区債の動向

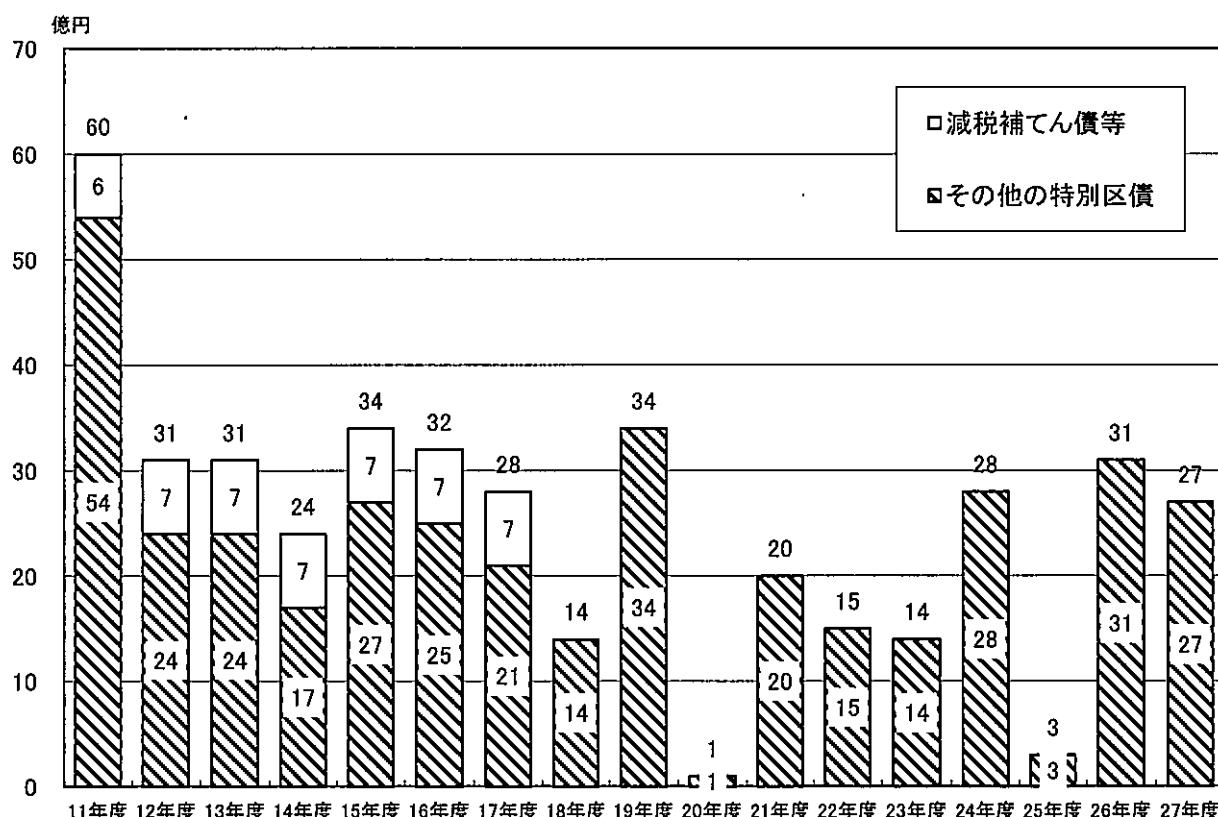
(1) 発行状況

公園の整備や特別養護老人ホーム等福祉施設の建設、その他公共施設の建設事業などの財源の一部として、図表 16 のとおり特別区債を活用してきました。また、6 年度からは、減税等による減収を補うため、「減税補てん債」や「減収補てん債」を発行してきましたが、後年度負担を考慮し 12 年度以降は特別区債の発行額を大幅に抑制しています。

27 年度の起債額は 27 億 41 百万円と、前年度に比べ△10.5%、△3 億 22 百万円の減となりました。同時期に重なった 3 校の学校改築事業に充てた起債が、事業進捗の度合いにより前年度比△7 億 77 百万円少ない 9 億 89 百万円にとどまつたことなどが原因ですが、今後も老朽化した公共施設の改築改修需要への対応を積極的に進めていくために、計画的に起債を活用していきます。

なお、12 年度以降 16 年間の平均発行額は 23 億円と低い水準であり、起債に頼らず区政を運営してきたことで、区債残高を着実に減少に導いています。

図表 16 特別区債年度別発行額の推移（普通会計）



13・14 年度に発行された特定資金公共事業債（N T T 債）は含みません。

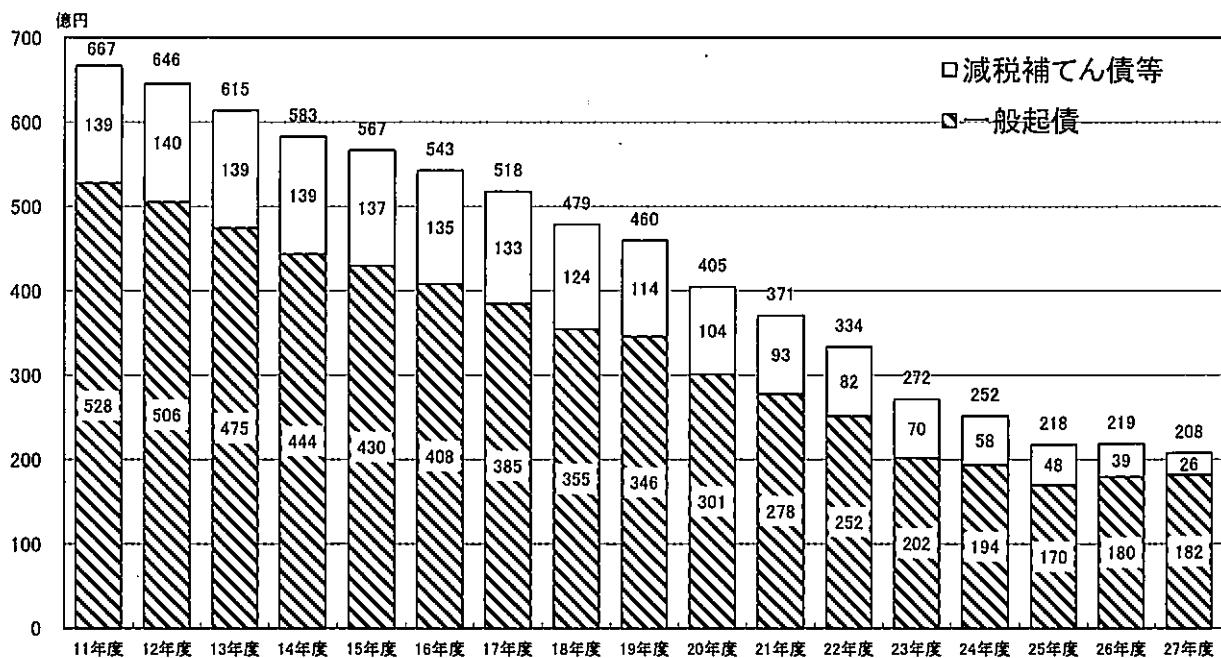
(2) 残高

图表 17 のとおり、施設建設の拡大等に伴う特別区債の大量発行と、6 年度以降の減税・減収補てん債の発行により、区債残高は 11 年度に最大となる 667 億円に達しました。しかしながら、12 年度以降は、起債の発行を抑制してきた結果、毎年度着実に減少を続けており、27 年度にはピーク時（11 年度）に比べて△69% の大幅な減となる 208 億円にまで減少させることができました。

なお、土地開発公社の長期債務（10 年度以前借入分）については、18 年度から 22 年度までの 5 年間で、総額 126 億円の繰上げ償還を行った結果、22 年度で完済しました。

（土地開発公社長期債務等いわゆる隠れ借金を含む過去の債務残高は、29 ページ参照）

图表 17 特別区債残高の推移（一般会計）



12 年度から 16 年度まで特別養護老人ホーム等建設関係の公債費が公営企業会計に組替えられていたこと、また、普通会計では、減債基金積立金のうち銀行等引受債等の満期一括償還の財源に充てるための年度割相当額を公債費に計上することとされているため、区債残高が一般会計と異なっています。

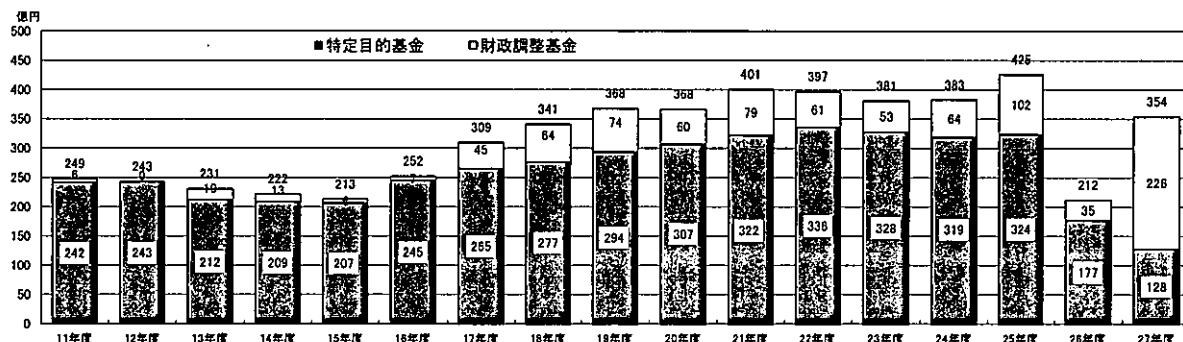
6. 基金の動向

(1) 推移と現状

区では、年度間の財源調整を行うことを目的とする財政調整基金のほか、特別区債の返済に充てるための減債基金など、特定の事業目的に充てるための基金と合わせて 12 基金（一般会計・27 年度末現在）を設置しています。なお、新庁舎が開設したことにより、庁舎等建設基金は 27 年 7 月末をもって廃止となりました。

これらの基金については、税収が好調な時期に積極的に積み立てを行い、2 年度には総額 354 億円に達していました。その後は、図表 18 のとおり 15 年度まで遅減傾向にありましたが、16 年度以降は義務教育施設整備基金や財政調整基金に積極的に積み立てたことから再び増加に転じました。26 年度は、庁舎等建設基金運用金の償還のために財政調整基金を 110 億円取り崩して財源としたこと、新庁舎保留床等購入経費のために 136 億円取り崩して財源としたことにより、基金残高は大きく減りましたが、27 年度は庁舎等建設基金の廃止時に 82 億円を取り崩す一方、旧庁舎跡地一括前払い地代収入を原資に、基金に 183 億円積み立てたことから、前年度より 142 億円の増となる 354 億円の残高となっています。なお、この表では庁舎等建設基金の運用金を考慮していない表面上の基金残高を示しています（(2) 特定目的基金の運用参照）。

図表 18 表面上の基金残高の推移（一般会計）

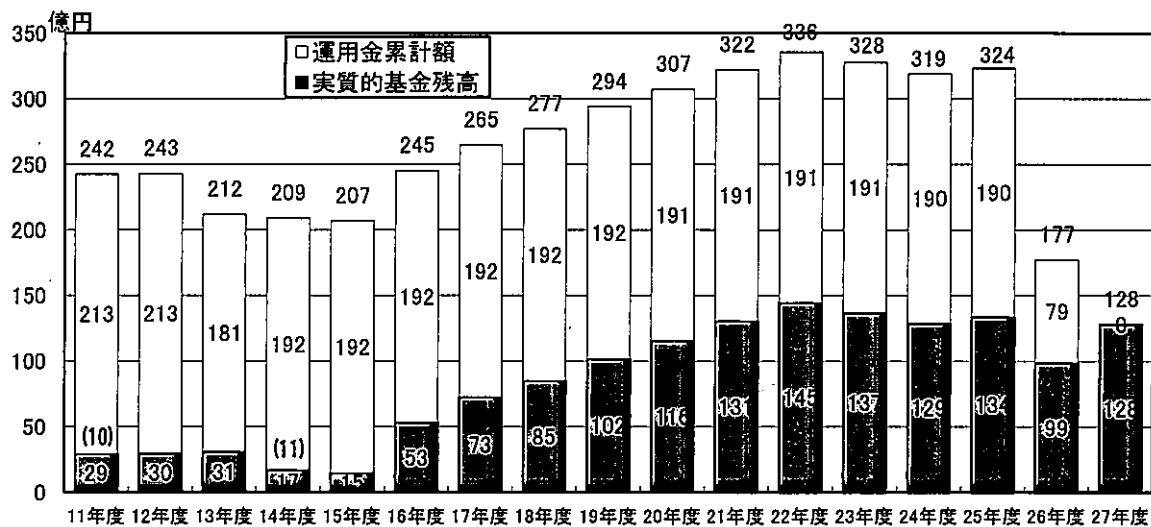


財政調整基金とは、大幅な税の増収があった時などに積み立て、経済事情の変動等により財源が不足する場合、これを取り崩すことによって年度間の財源の不均衡を調整する基金をいいます。特定目的基金とは、庁舎建設や福祉施設の建設など、特定の目的のために積み立てている基金をいいます。特定目的基金には、当該目的のために元本を取り崩すものと、基金から生じる収益を特定の目的のために活用するタイプの 2 種類があります。

(2) 特定目的基金の運用（27 年度運用金解消）

特定目的基金のうち庁舎等建設基金は、図表 19 のとおり一般会計に繰り入れて運用されていました。これは財政状況の厳しかった 6 年度から 14 年度にかけて、区民サービスを維持していくための必要な措置としてやむなく行ったもので、14 年度末には基金残高 192 億円全てを運用した状態でした。20 年度から運用金の償還を開始し、26 年度には財政調整基金の活用などで 111 億円を償還、27 年度は一時借入金を原資に全額の償還を完了し、運用金は解消、表面上の基金残高と実質的な基金残高の差異はなくなりました。

図表 19 特定目的基金実質残高と運用金の推移

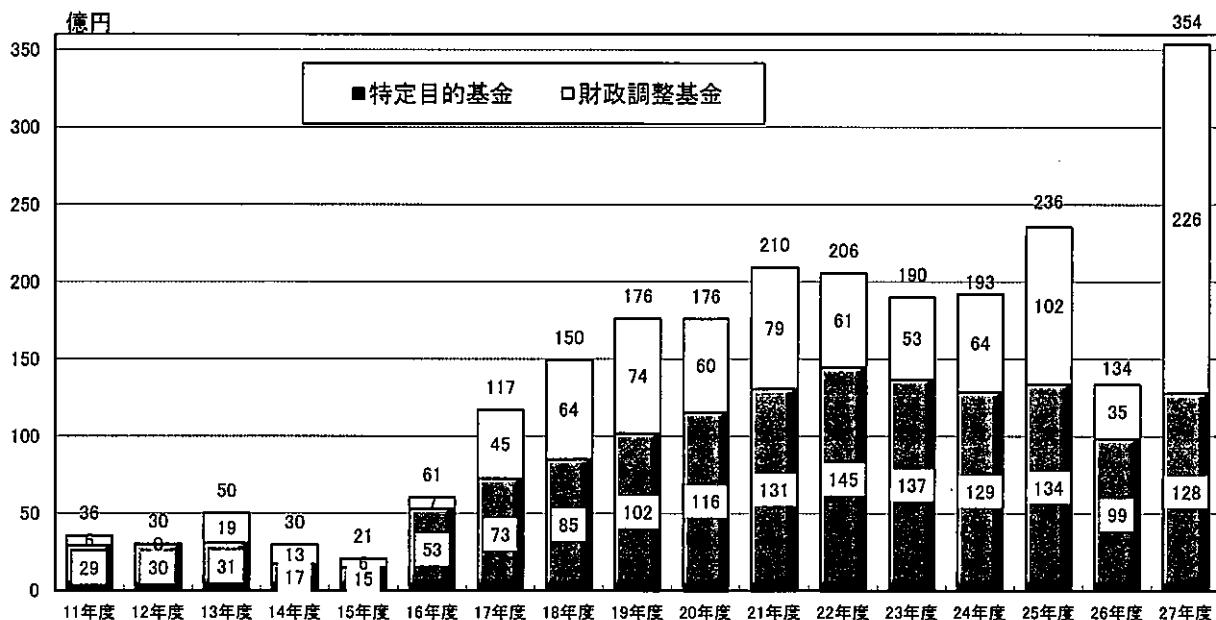


- 運用金累計額を示す棒グラフ中の（ ）書きは、当該年度における運用額を表します。
- 8年度から12年度までの運用金累計額には、高齢者福祉施設整備基金からの運用金を含んでいます（高齢者福祉施設整備基金からの運用金累計額は、8・9年度は30億円、10年度～12年度は32億円となっています）。なお、同基金は運用金の償還を経て14年3月で廃止されています。

(3) 実質残高

財政調整基金も含めた実質的な基金残高は、図表 20 のとおり 27 年度末には 354 億円となり、前年度より 220 億円の大幅増となっています。これは、旧庁舎跡地一括前払い地代収入 191 億円を原資に、財政調整基金に 157 億円、公共施設再構築基金に 26 億円積み立てたことが主な要因です。なお、27 年度末の基金残高（353 億 9 千万円）は、過去最大の基金残高であった 2 年度（354 億 3 千万円）に肉薄する基金残高となっています。

図表 20 実質的な基金残高の推移



7. 財政指標等の動向

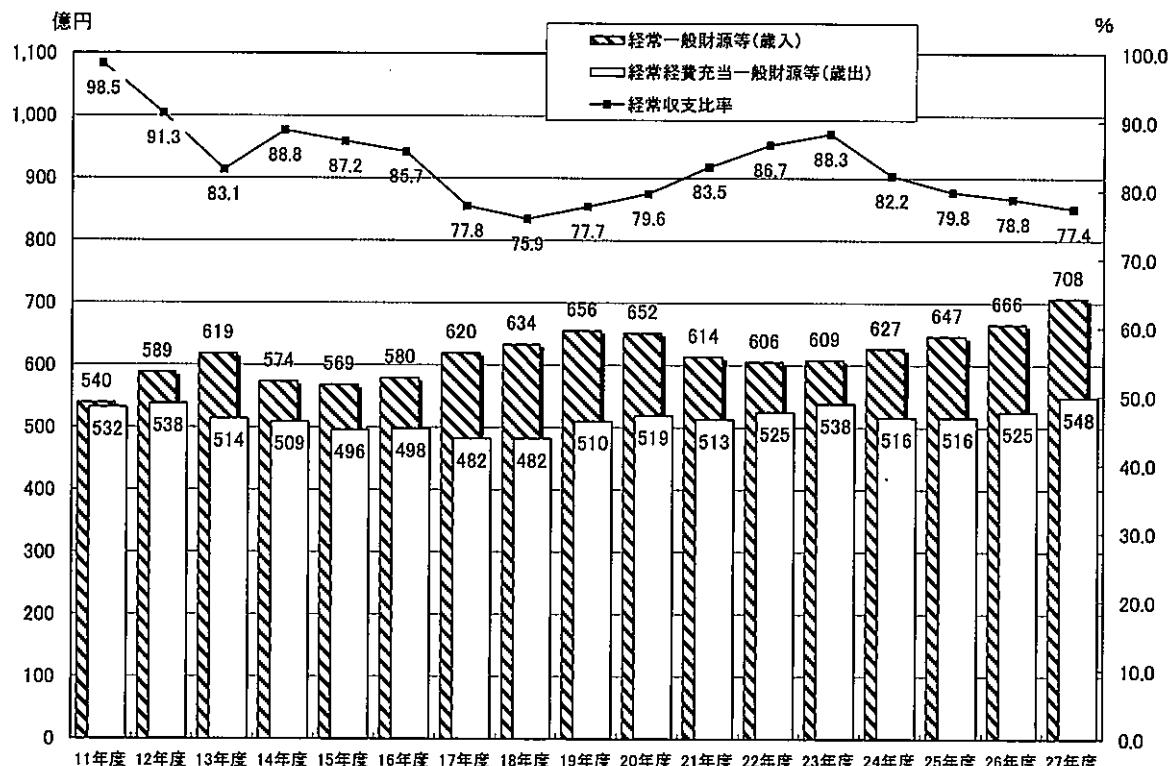
(1) 経常収支比率

経常的に収入される一般財源のうち、経常的に支出される経費に充当した一般財源の割合を指標化したものが経常収支比率です。経常的経費に充当する経常的一般財源が少ないほど臨時の財政需要などに充当できる分が多くなり、経済や社会の変化、区民需要にも適時・適切に対応した行政活動の展開が可能となり、財政構造の弾力性が高いとされます。

本区の経常収支比率は、図表21のとおり、6年度以降16年度まで80%～90%台で推移し財政の硬直化が進んでいました。17年度以降は、特別区財政調整交付金の増加、人件費の減少などの影響により4年連続して70%台に下がり、適正水準の範囲内となっていました。しかしながら、20年秋以降の世界的な景気の悪化により、経常一般財源歳入が大きく落ち込み、23年度は88.3%と適正範囲を超え5年連続で悪化傾向にありました。

24年度からは、特別区民税や特別区財政調整交付金といった一般財源歳入の増と義務的経費である人件費や公債費の歳出減により経常収支比率は改善し、27年度は77.4%と前年度から1.4ポイント良化し3年連続で70%台を維持、4年連続で23区平均値（27年度77.8%）を下回りました。

図表21 経常収支比率の推移

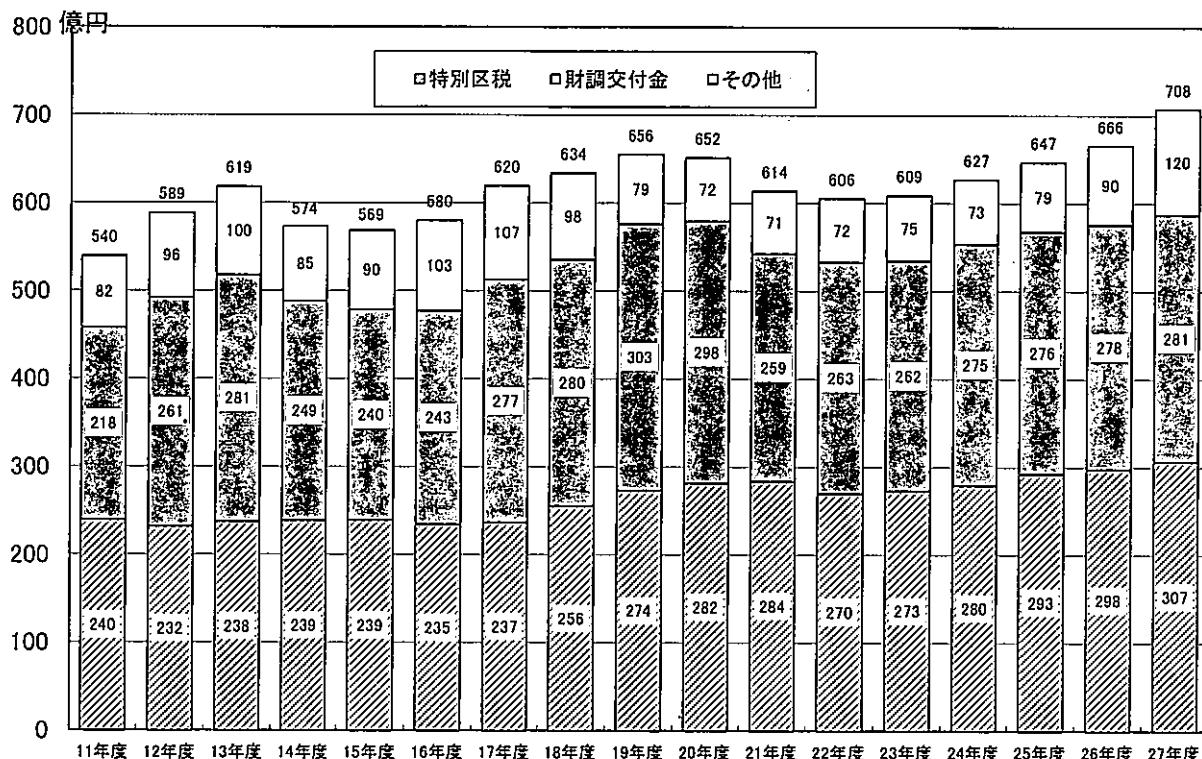


※経常収支比率は次の算式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{(\text{経常一般財源等} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100$$

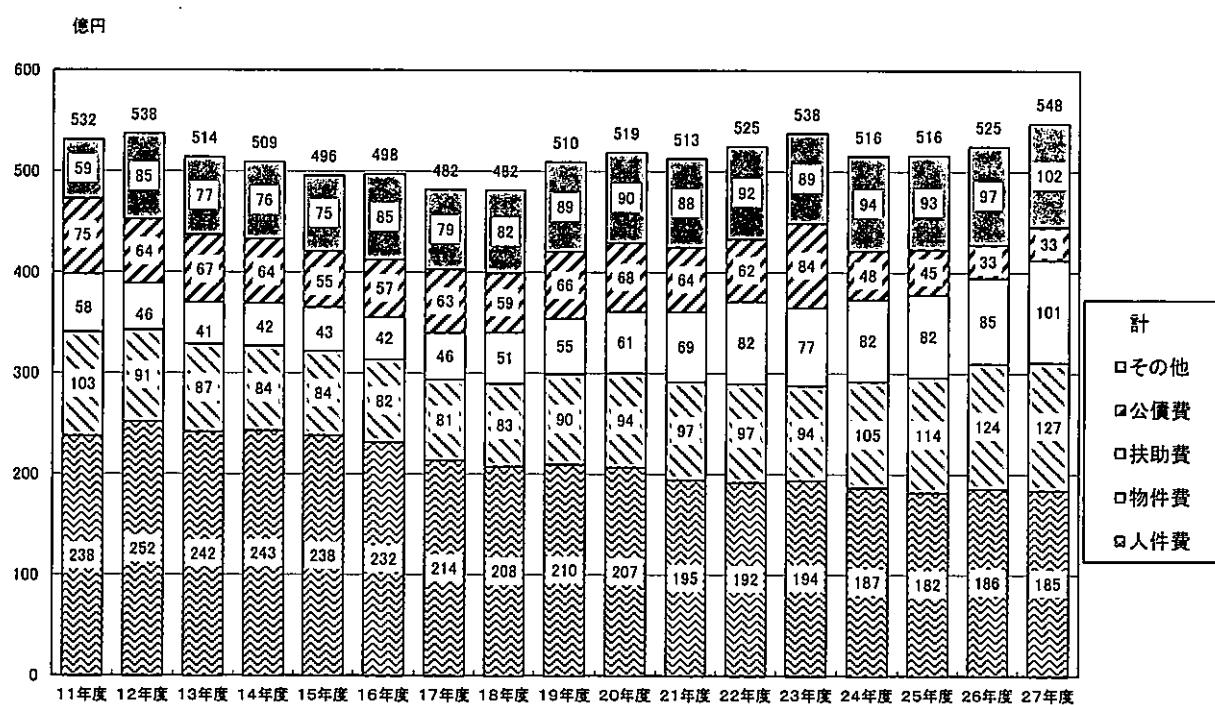
- 「経常収支比率」とは、地方税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費にどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断しようとする指標です。経常収支比率の適正水準は、一般的に70%台とされています。

図表 22 経常一般財源等の推移



- 「経常一般財源等」とは使途が特定されていない財源で、27年度では歳入全体の51.0%を占めています。
- 経常一般財源等には、特別区税（狭小戸集合住宅税を除く）、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、特別区財政調整交付金（特別交付金を除く）、交通安全対策特別交付金、減税補てん債、及び経常的に収入される使用料・手数料、財産収入・諸収入のうち使途が特定されていないものが含まれます。

図表 23 経常経費充当一般財源等の推移



「経常経費」とは、毎年決まって支出される経費で、施設建設などの臨時の経費と区分されます。

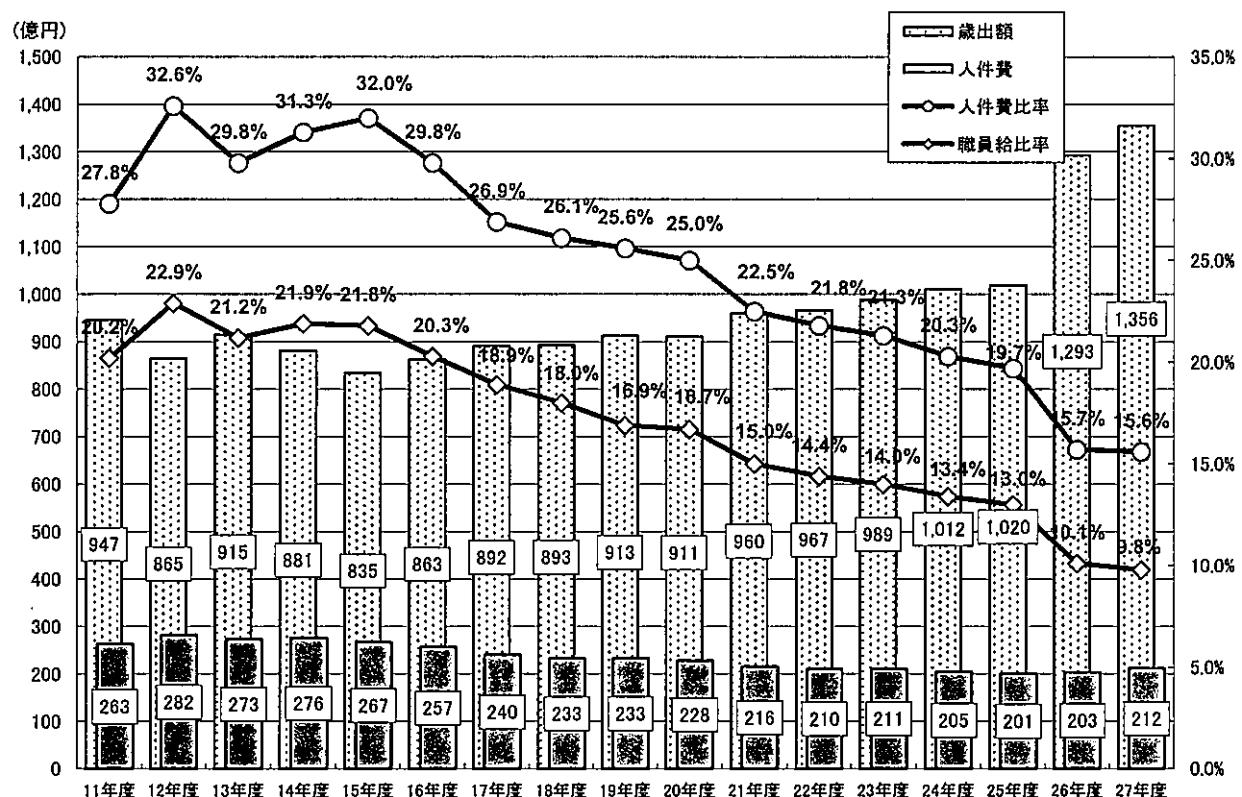
(2) 人件費比率

人件費比率とは、歳出総額に占める人件費の割合を指標化したものです。

人件費は「義務的経費」の38.9%を占めており、人件費比率が高まることは財政運営の硬直化が進む要因として捉えられます。

本区の人件費比率は、図表24のとおり、16年度までは、職員定数の見直しなどを通じ微増から減少に転じた時期があったものの、概ね30%前後で推移してきました。定員管理計画を策定し計画的に職員削減に取り組むようになった17年度以降は毎年減少しており、27年度は前年度から0.1ポイントマイナスの15.6%と減少しました。しかし27年度は、旧庁舎跡地一括前払い地代を受けた191億円の歳出と、庁舎等建設基金の廃止に伴う82億円の歳出があったことにより歳出規模が大きく膨らみ、分母である歳出総額が一時的に大きくなっています。さらに分子の人件費も、27年10月からの共済費の制度改正により、共済費本人負担額9億59百万円を新たに計上したことで伸びています。これら連続性を阻害している要因を除いた場合の試算値は18.9%となります。

図表24 人件費比率等の推移



※人件費比率と職員給の比率は次の算式により求められます。

$$\text{人件費比率} = \text{人件費総額} \div \text{歳出総額(普通会計)} \times 100$$

$$\text{職員給の比率} = \text{職員給総額} \div \text{歳出総額(普通会計)} \times 100 \quad (\text{職員給の推移はP12「図表10」参照})$$

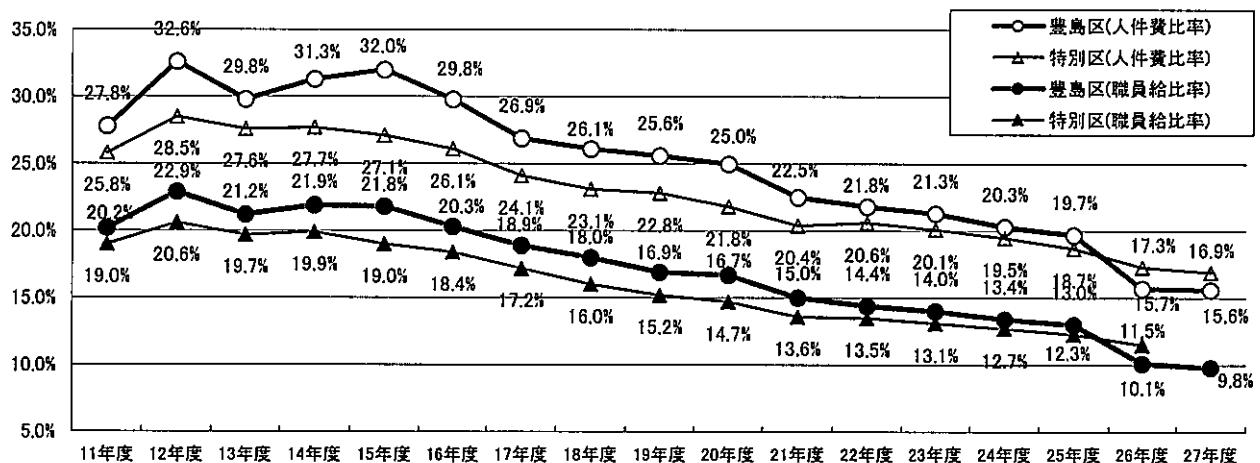
歳出総額には大規模な施設建設など臨時に支出される経費も含まれています。このため臨時の経費の多寡により人件費比率が左右される場合があります。

人件費比率を23区の平均と比較すると、図表25のとおり、23区平均値を上回る状況となっていましたが、26・27年度は歳出規模が大きく膨らんだことから一時的に数値が逆転しています（27年度は豊島区が15.6%、23区平均が16.9%）。しかし、前述の特殊要因を除いた試算値（18.9%）のほうがより実態に合った数値と言えることから、人件費比率は23区の中でも高い水準と考えられます。

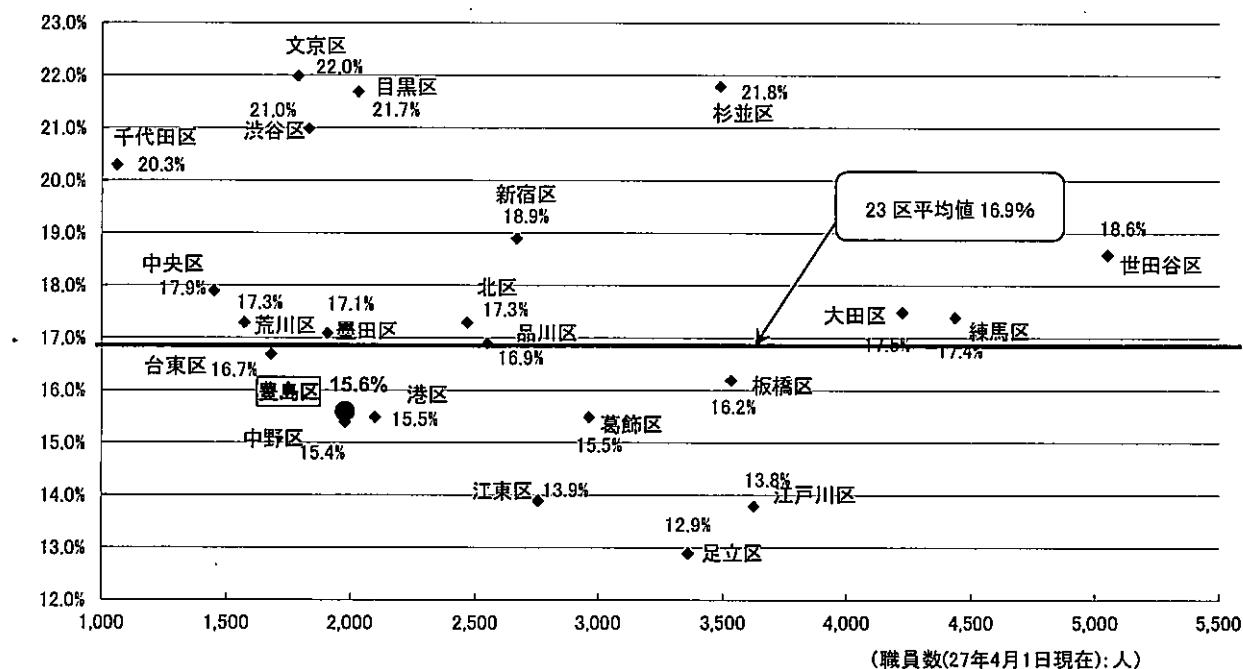
また、清掃事業移管に伴う職員数増の影響で人件費比率がピークとなっている12年度と比較した27年度の豊島区の職員数と人件費の削減率は、それぞれ31.7%・28.0%となっており、23区平均の26.0%・23.1%をいずれも上回っています。（職員数は地方公務員給与実態調査、人件費は共済費の制度改正の影響を除いた数値を使用しています。）

「義務的経費」の中でも人件費は自助努力により一定の縮減が可能であり、経常収支比率の改善にも寄与します。本区では人件費比率が23区平均となるよう計画的な職員定数の削減等により継続して人件費の抑制に取り組みます。

図表25 人件費比率等の特別区平均値との比較（27年度速報値）



図表26 人件費比率の23区比較（27年度速報値）



(3) 健全化判断比率

平成 19 年 6 月 15 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、「財政健全化法」という。)が成立し、公布されました。この法律は、地方公共団体に財政の健全化に関する比率の公表を義務づけるとともに、当該比率に応じ財政の健全化を図るための計画を策定させることにより、財政の早期健全化に資することを目的としています。

地方公共団体は毎年度、決算に基づき算出した 4 つの健全化判断比率(「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」)を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することになっています。

この 4 つの指標と 2 つの基準(『早期健全化基準』『財政再生基準』)により、すべての自治体を下表のとおり、「健全段階」「財政の早期健全化段階」「財政の再生段階」の 3 つに区分することになります。

図表 27 3 つの健全度段階のイメージ

健全段階		財政の早期健全化段階	財政の再生段階
指標整備と情報開示の徹底	自主的な改善努力による財政健全化	国等の関与による確実な再生	
・監査委員の審査に付し、議会に報告、公表	・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況の公表など	・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・地方債の発行の制限 ・予算の変更等の勧告など	

4つの健全化判断比率	早期健全化基準				財政再生基準	
	4つの比率がすべて基準未満				3つの比率のうち、ひとつでも基準以上(×)があれば該当	
実質赤字比率	O		x		x	
連結実質赤字比率	O		x		x	
実質公債費比率	O		x		x	
将来負担比率	O		x			

財政健全化法に基づく4つの健全化判断比率の意義は下記のとおりです。

○ 実質赤字比率

一般会計等における実質的な赤字が標準的な収入に対してどの程度かを表す指標で、資金不足の大きさを示しています。赤字がない場合は「-」表示となります。

○ 連結実質赤字比率

実質的な赤字の範囲を特別会計を含む全ての会計に広げた指標で、全会計を連結した資金不足の大きさを表しています。赤字がない場合は「-」表示となります。

○ 実質公債費比率

地方債の元利償還金をはじめとする借入金などの返済額が標準的な収入に対してどの程度かを表す指標で、この数値が大きいほど借入金などの返済負担が大きいことを意味します。

○ 将来負担比率

地方債の残高や設立法人にかかる債務保証額、職員の退職手当などに要する負担の見込み額と標準的な収入や基金残高を比べ、将来見込まれる実質的な財政負担の大きさを表す指標です。この数値が大きいほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなることを意味します。将来に見込まれる負担額より、これに充当できる財源が多い場合は「-」表示となります。

図表 28 27年度決算に基づく本区の健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定比率	26年度 — (△3.11)	— (△5.84)	△0.9	— (△52.1)
	27年度 — (△4.37)	— (△7.56)	△2.3	— (△85.4)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「-」表示となっています。

将来負担比率については、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため、比率が算定されず、「-」表示となりました。（ ）は「-」表示の数値を参考として表記しています。

27年度決算に基づき算出した本区の各比率は、いずれも『早期健全化基準』を下回り、「健全段階」の位置付けとなっています。しかしながら、高齢化の進展や保育園の待機児童対策に伴う扶助費や繰出金の増加、老朽化した公共施設の改築など多くの課題を抱えており、今後も財政健全化の手綱を緩めることなく、引き続き将来を見通した計画的で健全な財政運営に努めていく必要があります。

(4) 公債費負担比率 (24年度までは公債費比率)

公債費に係る指標が25年度より「公債費比率」から「公債費負担比率」に変更されました。変更の内容は、比率の算式の分母が「標準財政規模」から「一般財源等歳入」に改められたものですが、これらの比率は、ともに財政規模に占める公債費の割合を示す指標で、数値が大きくなるほど財政の硬直化が進んだ状態とされています。

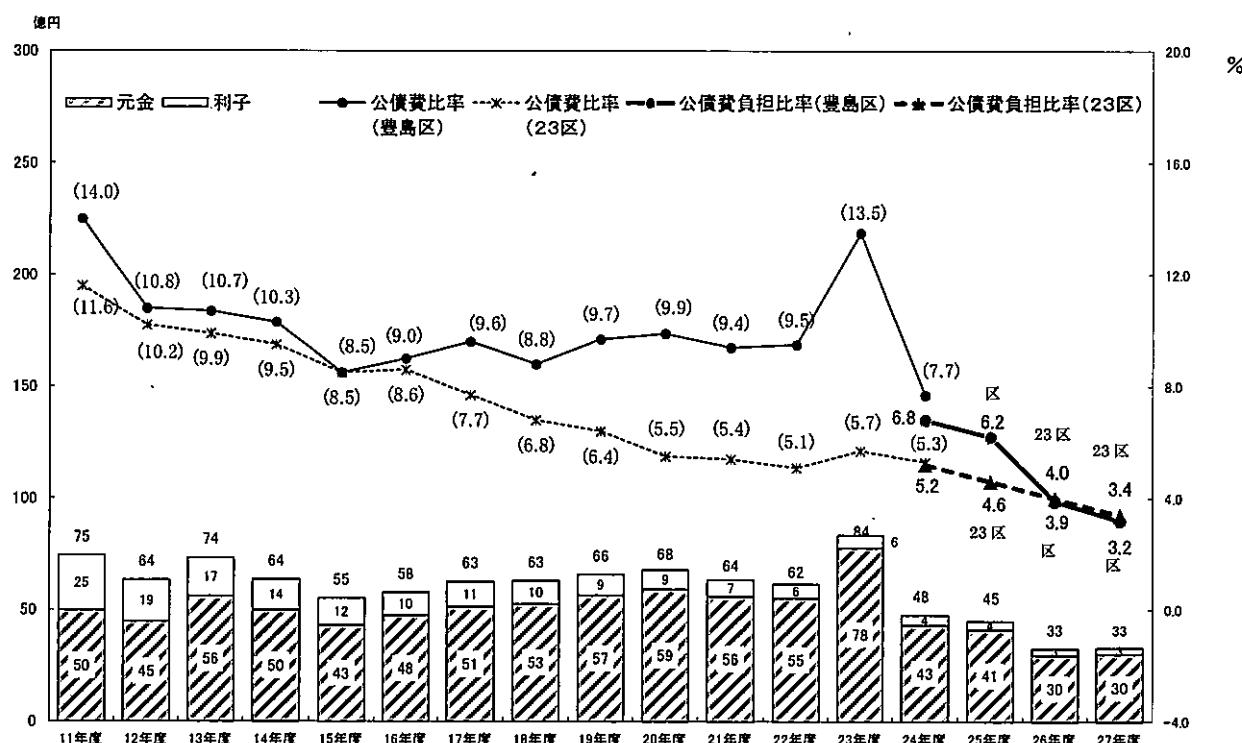
本区の公債費比率は、4年度まで23区平均を下回る水準で推移していましたが、3年度から急増した施設整備に充てるため発行した建設債の償還が重なり、図表29のとおり高い伸び率を示し、11年度には過去最も高い14.0%に達しました。

その後は9%台程度で推移していましたが、23年度は、三芳グランド整備などに係る多額の満期償還金31億円があったために、一時的に大きな数値となりました。

その後は継続して新規起債を抑制してきた効果が現れ、26年度には4年度以来22年ぶりに23区平均値を下回り、27年度においても2年連続で23区平均値を下回りました。しかしながら、26年度は財政調整基金の多額の取り崩し、27年度は旧庁舎跡地一括前払い地代収入の、一時的な要因に助けられた数値となっており、一時的な要因を除いた試算値は26年度4.5%、27年度3.9%と、23区平均値を上回っているのが実態です。

特別区債については、後年度にその元利金を返済しなければならず、発行にあたっては、既発行分だけでなく、新規発行分の償還経費も合わせ後年度の財政負担を見通し、適正な規模に管理することが必要です。

図表29 公債費・公債費負担比率の推移



※比率は次の算式により求められます。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源等歳入}} \times 100$$

第2章 区財政の課題

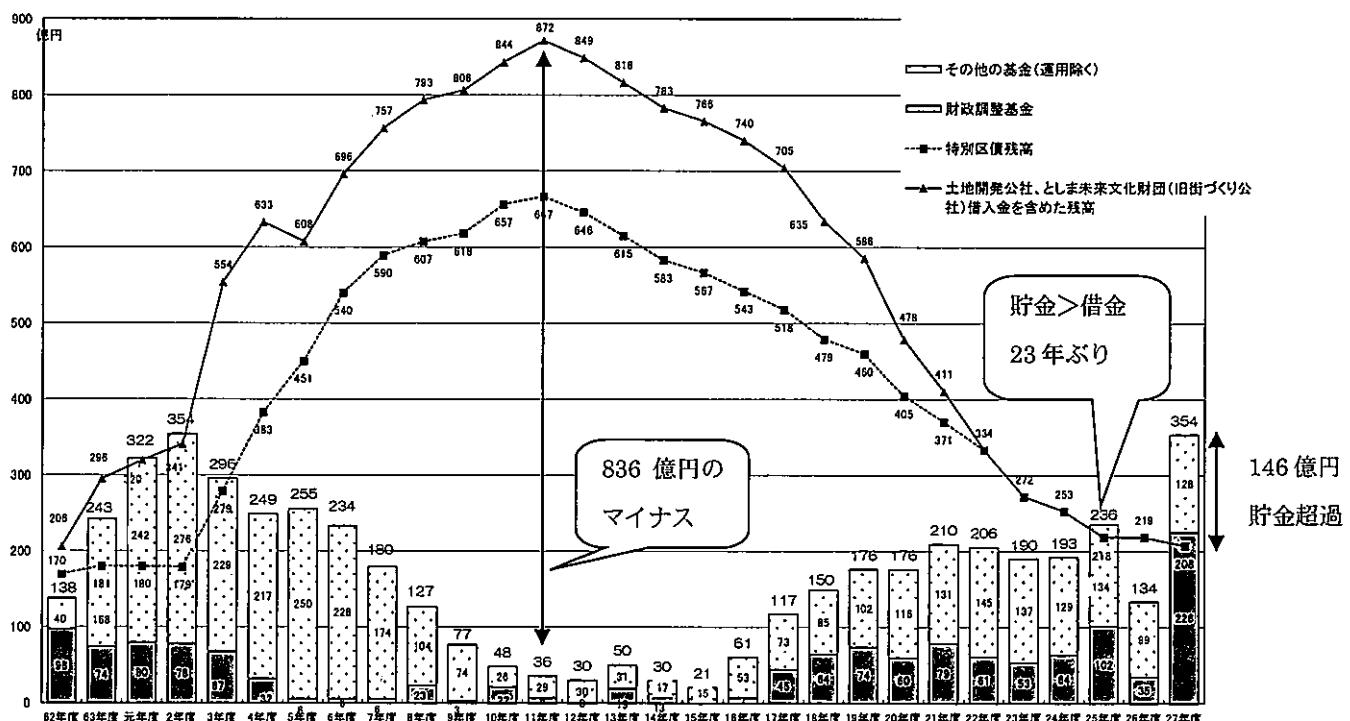
1. 「貯金」と「借金」のバランス

恒常に発生する財源不足を補うため取り崩しや運用を行ってきた結果、2年度に350億円台に達していた基金残高（貯金）は、15年度には21億円となり、ほとんど枯渉寸前の状態に陥っていましたが、17年度を境にした景気回復による区税等の歳入増を背景に、計画的な積み立てに努めてきた結果、25年度末には236億円にまで回復しました。

一方、施設建設や用地取得などの財源を確保するために発行してきた負債の残高（借金）は、11年度末に872億円まで膨らみました。その後、投資的経費を抑制し新たな起債発行を極力回避してきた結果、負債残高は毎年減少を続け、25年度末には218億円とピーク時の1/4にまで減少し、その結果、貯金と借金の差はプラス18億円となり、2年度以来23年ぶりに貯金が借金を超過しました。

26年度は、新庁舎保留床等購入の財源として基金を136億円取り崩したため、基金残高は前年度比102億円減の134億円になるなど、再び85億円の借金超過の状態となりましたが、27年度末には旧庁舎跡地一括前払い地代が191億円歳入され、それを原資に基金に183億円を積み直すなどしたため、再び貯金が借金を146億円上回りました。今後も引き続き安定的な財政基盤を維持できるよう、貯金と借金のバランスを保つことが大変重要となります。

図表30 貯金（基金）と借金（負債）の推移（一般会計）



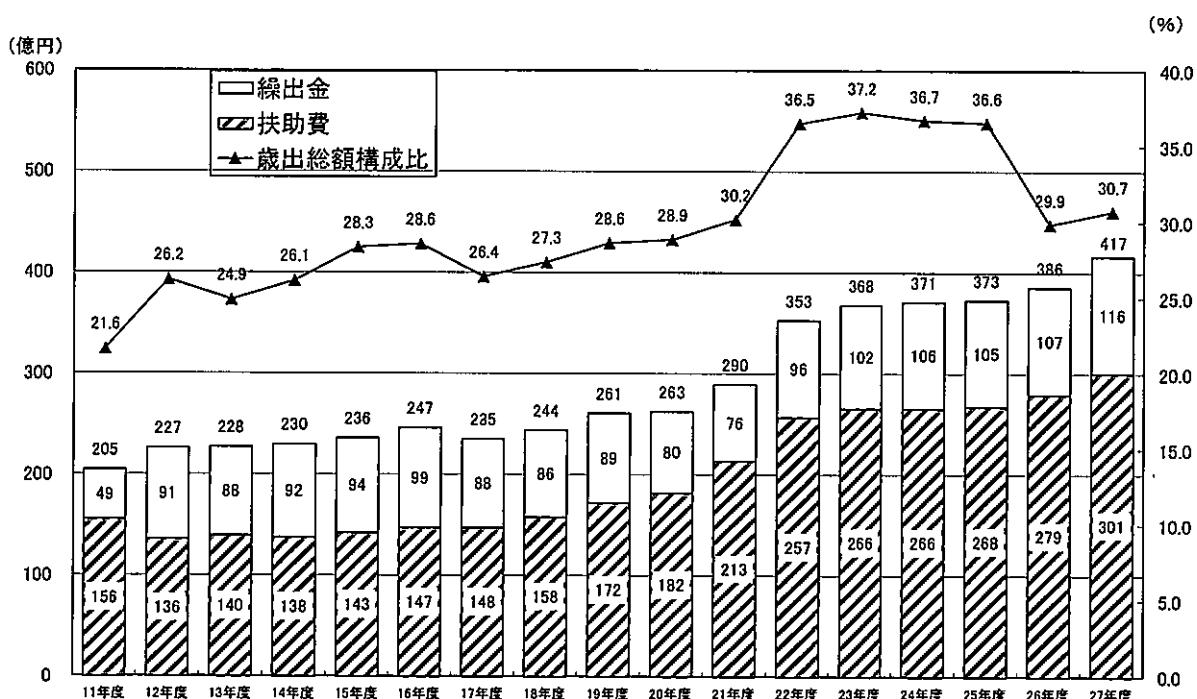
2. 急増する扶助費と繰出金

図表 31 は、扶助費と特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険）への繰出金の推移を表したものです。総額は、年度により増減はあるものの、ほぼ一貫して右肩上がりで増えています。特に景気や雇用環境が急速に悪化した 21 年度から 23 年度にかけて、生活保護費が大幅に伸びたことや子ども手当の創設（22 年度）などもあり扶助費が急増しました。加えて、同時期に繰出金も大きく増加しています。

26・27 年度の歳出総額に対する扶助費と繰出金を合わせた決算額の構成比は一時的に小さくなっていますが、これは新旧庁舎に関連した多額で一時的な経費・歳入があったためであり、その一時的要因を除いた場合の試算値は、26 年度は 36.9%、27 年度は 38.5% と依然右肩上がりとなっています。この試算値を、介護保険制度が導入された 12 年度の 26.2% と比較すると、この 15 年間で 12.3 ポイントも伸びたことになり、その急増は区財政にとって大きな負担となっています。

深刻化する高齢化への対応、さらに近年伸びが顕著な子育て支援の動向などを踏まえると、扶助費や繰出金の増加傾向は今後も続くと予想されることから、その財源の確保が課題となっています。

図表 31 扶助費と繰出金の推移



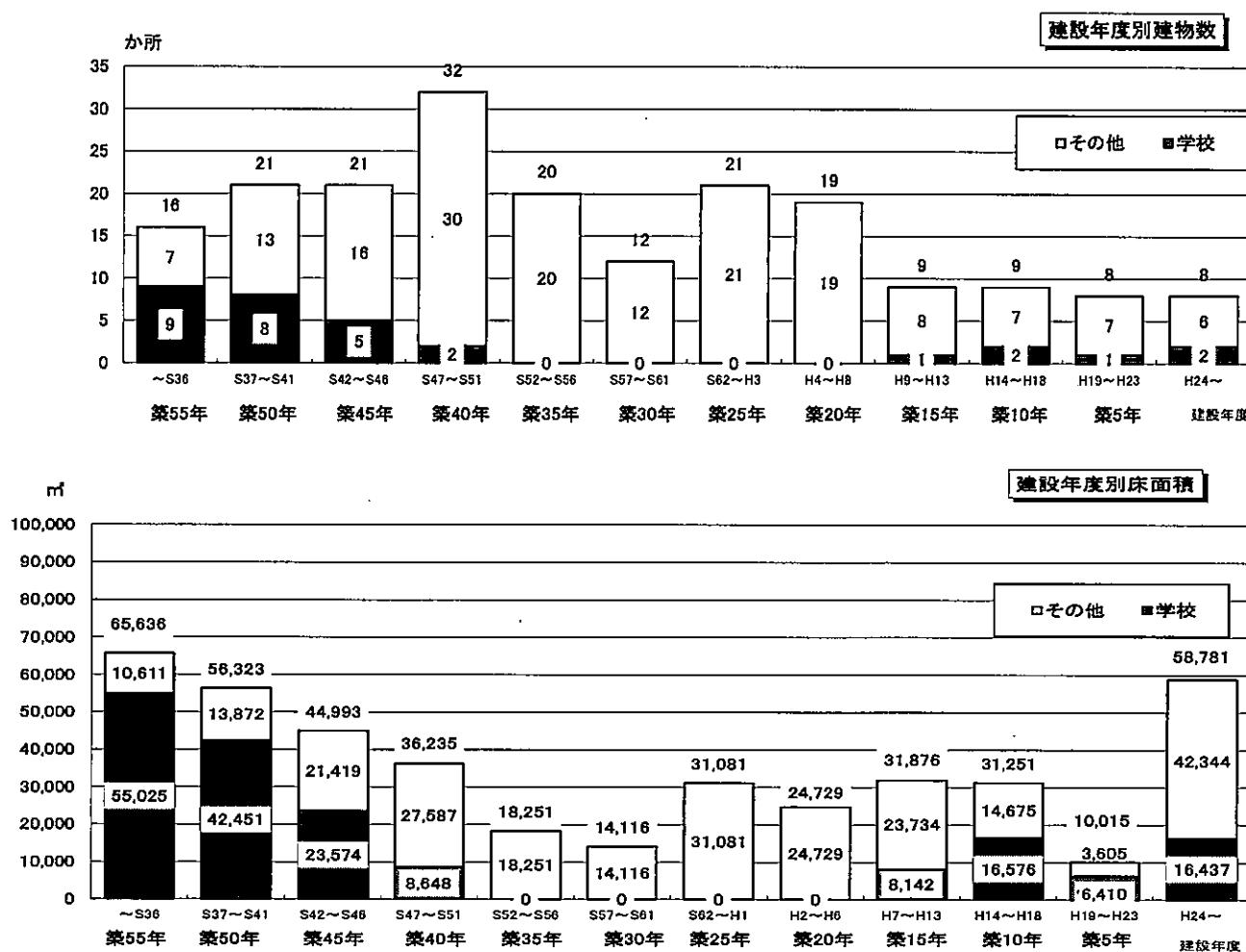
3. 施設の改築・大規模改修需要への対応

平成 28 年 4 月現在、本区が、計画的な維持保全（大規模改修・耐震化・改築）を検討すべき施設は 196 か所、床面積で約 42 万m²にのぼります。

これらのうち、小・中学校は、全校で耐震補強工事を完了しているものの、今後 10 年間で全 30 校中 17 校が築 60 年を経過する状況であり、計画的改築が検討されています。東日本大震災を教訓とし、学校以外の耐震化計画も前倒し、耐震性を確保されてきた一方、保育園などの福祉施設や社会教育・文化関係施設といった一般施設では老朽化が進行しています。一般施設のうち、今後 10 年で築 60 年以上となる施設は、建物数 20 施設、床面積で約 2.5 万m²にのぼります（図表 32 参照）。

これまで同様、安全・快適な施設サービスを区民に提供し続けるために、計画的な改築や改修を着実に行う必要があります。一方、本年 3 月に策定された公共施設等総合管理計画¹によると、今後 30 年間の建物の改修・更新経費は、1 年あたり 41.6 億円と推計されています。限られた財源の中でこれらの需要に対応するためには、あらためて中長期的な視点に立ち、集約と資産活用も含めた「公共施設等の総合管理」を積極的に進めていく必要があります。

図表 32 老朽化が進む施設の現状（区有施設の年次別整備状況）



¹ 公共施設等総合管理計画 平成 28 年 3 月 p13

第3章 安定的で持続可能な財政運営の確立

1. 「身の丈」に合った財政運営

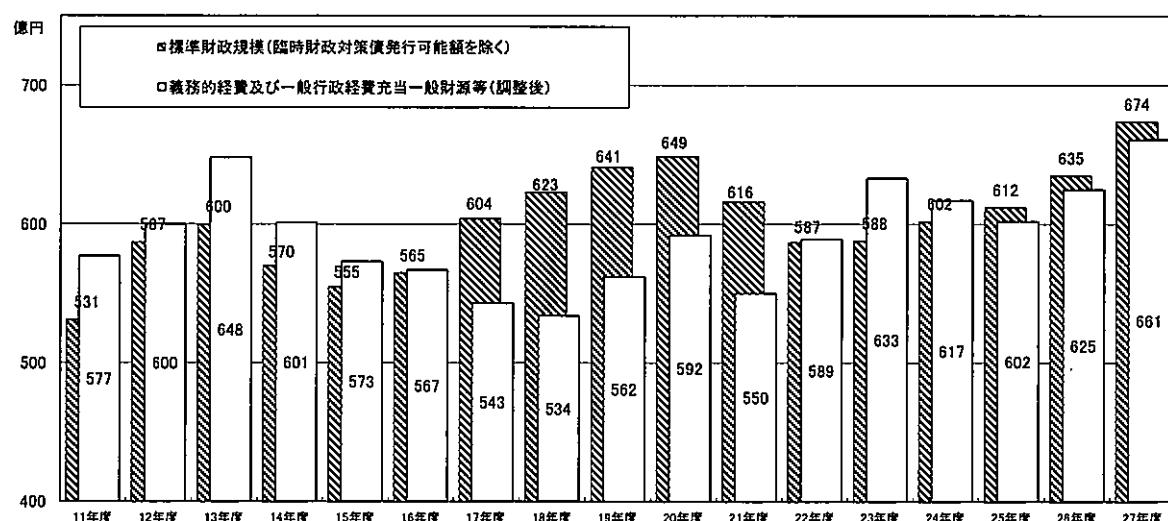
「身の丈」とは、標準的な歳入を基本とした行政（財政）規模と言うことができます。本区では、「身の丈」の尺度を、標準財政規模（地方自治体の標準的な歳入規模を表す指標）と考えています（ただしここでは、臨時財政対策債発行可能額を除く）。これは、自治体の収入のうち、経常的に入ってくる一般財源（特別区税、財調普通交付金、地方譲与税等）をベースに計算したもので、財源の使途が決まっている特定財源や臨時的な財源は含まれません。この標準財政規模の範囲内で、投資的経費を除く全ての経費（義務的経費及び一般行政経費に充当される一般財源）が賄われていれば、「身の丈」に合った財政運営が行えているという結果になります。サラリーマン家庭に例えれば、貯金や借金に依存せず、給料に見合った生活を送るということです。

図表33は、標準財政規模と、実際に義務的経費及び一般行政経費（※）に充当された一般財源の推移を表したものです。7年度から16年度までの間は、義務的経費及び一般行政経費が標準財政規模を上回った状態が続いていました。つまり、この10年の間は、「身の丈」を超える財政運営を行っていたことになります。17～21年度は、これまでの行財政改革の成果と歳入環境の好転により、5年連続で「身の丈」の範囲内となっていました。

その後、歳入環境の悪化により、22～24年度は「身の丈」を超えた状態となっていましたが、特別区税の歳入増や人件費・公債費の義務的経費の歳出減により、25年度からは再び「身の丈」の範囲内となりました。

安定的で持続可能な財政運営の確立のため、「身の丈」を超えた運営が続かぬようスリムな財政規模を堅持しなければなりません。

図表33 標準財政規模と義務的経費及び一般行政経費充当一般財源等の推移



※一般行政経費の中に含まれる基金積立金(H27-183億円)と庁舎等建設基金運用金償還金(H26-110億円、H27-79億円)については、一時的な多寡要素であるため、その影響を取り除いています。

2. 標準財政規模の推移

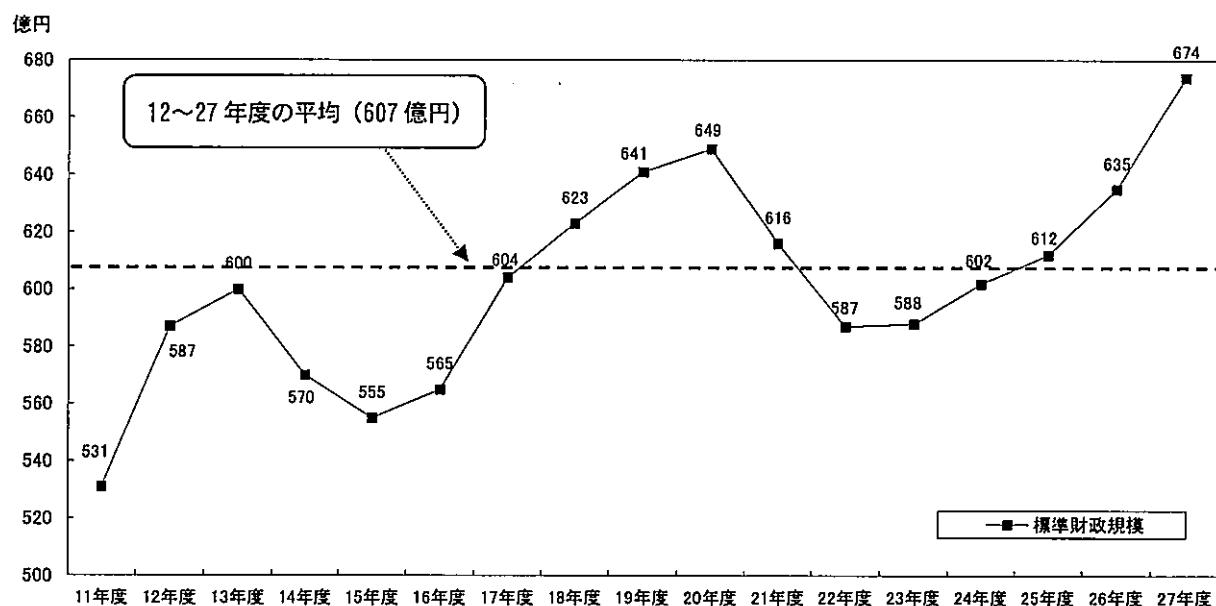
図表 34 は、本区の 11 年度以降の標準財政規模の推移です。ベースとなる財源は特別区税等から構成されるため、その時々の景気に左右され、年度間で大きく変動します。

都区制度改革が行われた 12 年度から 27 年度までの平均は 607 億円ですが、最低値 555 億円（15 年度）と最高値 674 億円（27 年度）の間には、119 億円もの大きな差があります。

このように標準財政規模は歳入環境によって大きく変動することから、歳入が伸びているときに歳入に連動して歳出（行政需要）も増やす、いわゆる増分主義の財政運営を行うと、歳入環境が悪化したときは拡大した行政需要を削減することが非常に困難であるため、「身の丈」に合った財政運営に支障を来します。

リーマン・ショックにより、本区の標準財政規模は 20 年度から 22 年度までの間に 62 億円もの急激な落ち込みを経験しています。こうしたことから、将来を見据えて全ての事業の「総点検」を今後も継続して行うなど、「身の丈」に合った歳出規模にするための努力を絶えず続けていく必要があります。

図表 34 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を除く）の推移



3. これからの財政運営

平成 28 年度当初予算は、2 校の学校改築の竣工などにより、投資的経費が過去最大規模の予算となったほか、「持続発展都市」を目指し、子育て分野を中心に 66 億円にものぼる新規・拡充事業を計上した過去最大規模の予算でありながら、3 年連続で財政調整基金を取り崩さずに予算を編成することができました。これは、景気回復による歳入環境の改善に助けられた面もありますが、これまで取り組んできた財政健全化に向けた様々な努力が財政構造を着実に改善してきた成果と言えます。

また、貯金（基金残高）と借金（起債残高）の状況については、26 年度決算では新庁舎の保留床等購入に際し、一時的に基金を取り崩したことから、借金が貯金を上回る状態となっていましたが、27 年度において旧庁舎跡地一括前払い地代収入 191 億円を原資にした 183 億円の基金への積立を行うなど、区が所有する資産を活用し、新たな借金をせずに新庁舎を整備できたことにより、再び貯金（基金残高 354 億円）が借金（起債残高 208 億円）を 146 億円上回りました。将来の安定的な財政運営を確保するため、今後についても貯金と借金のバランスを保つことが大変重要となります。

しかしながら、26 年度税制改正において国が断行した地方法人課税の見直しによる法人住民税の一部国税化の影響は、28 年度から平年化され、法人住民税を財源とする特別区財政調整交付金は 21 億円程度の減収になると試算しています。消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収は平年で 26 億円と想定され、社会保障の維持や拡充に充てることのできる実質的な増収は 5 億円しかありません。さらに、消費税率が 10% となる 31 年 10 月以降において、国は法人住民税の国税化を更に進めることとしており、今後の動向を注視する必要があります。

また、歳出に関しても、高齢化の進展や待機児童対策に伴う扶助費や繰出金の増加に備えるとともに、旧庁舎跡地に建設する新ホールの整備や、不燃化特区推進事業を核とした防災まちづくり、老朽化した義務教育施設や公共施設の改築・改修事業への対応などの投資的経費の増大に、計画的に対応していく必要があります。

こうしたことから、今後も引き続き、景気動向や国の税制改正論議の把握に努めながら歳入の推移を注視しつつ、投資的経費の増加への対応については、機会あるごとに基金への更なる積み増しに努めるとともに、起債を積極的かつ有効に活用していくことにより、投資的経費に充当される一般財源負担の平準化を図り、一般行政経費への過度のしわ寄せが起きないよう、安定的かつ健全な財政運営を進めていきます。

資料集

○主要な防災・減災事業

(単位:千円)

防 灾 施 策 事 業 名	決算額					平成23～ 27年度計
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
本庁舎及び分庁舎維持管理	48,040					48,040
分庁舎等移転関係	62,501					62,501
区有施設緊急耐震診断事業	31,693					31,693
ホストコンピュータ災害対策システム構築事業	12,861					12,861
地域防災組織育成運営事業	9,200	11,901	5,322	109	30	26,562
り災証明書発行システム関係事業		10,244	1,994	1,995	2,052	16,285
総合防災(災害情報)システム関係事業		9,513	10,151	13,420	162,247	195,331
防災行政無線設備整備関係事業		848	23,870	100,665	53,021	178,404
業務継続態勢の整備事業		20,478				20,478
帰宅困難者協議会の強化事業 (池袋駅周辺混乱防止対策事業)	2,163	7,826	20,796	4,607	3,333	38,725
一時滞在施設の整備事業			26,230	11,604	1,373	39,207
学校安全安心事業(防災備蓄、一斉メールシステム)			16,336	9,964	1,416	27,716
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業		127,177	136,244	60,524	12,283	336,228
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補強設計助成事業			6,022	11,660	4,923	22,605
木造建築物耐震診断助成			2,630	1,160	645	4,435
耐震関係事業(民間住宅耐震改修助成事業)		27,248	3,454	1,335	788	32,825
特定整備路線沿道地区・地区計画策定事業				51,002	14,764	65,766
不燃化特区推進事業				77,366	210,174	287,540
特定整備路線沿道不燃化促進事業			284	31,752	0	32,036
東池袋五丁目地区市街地再開発事業				56,625	150,717	207,342
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業					304,571	304,571
そ の 他	59,648	38,840	64,307	55,343	149,898	368,036
合 計	226,106	254,075	317,640	489,131	1,072,235	2,359,187

○ 図表目次

- ジ
1 図表1 一般会計決算の推移
2 図表2 新旧庁舎関連の多額で一時的な経費
3 図表3 歳入の推移（一般会計）
4 図表4 特別区税収入の推移
6 図表5 特別区財政調整交付金の推移
7 図表6 地方消費税交付金の推移
9 図表7 一般財源歳入の推移（一般会計）
10 図表8 性質別決算額の推移（普通会計）
11 図表9 義務的経費の推移（普通会計）
12 図表10 人件費と職員数の推移
13 図表11 扶助費の推移
14 図表12 特別区債元利償還金の推移
15 図表13 一般行政経費の推移
16 図表14 投資的経費の推移
17 図表15 目的別歳出の推移（一般会計）
18 図表16 特別区債年度別発行額の推移（普通会計）
19 図表17 特別区債残高の推移（一般会計）
20 図表18 表面上の基金残高の推移（一般会計）
21 図表19 特定目的基金実質残高と運用金の推移
21 図表20 実質的な基金残高の推移
22 図表21 経常収支比率の推移
23 図表22 経常一般財源等の推移
23 図表23 経常経費充当一般財源等の推移
24 図表24 人件費比率等の推移
25 図表25 人件費比率等の特別区平均値との比較（27年度速報値）
25 図表26 人件費比率の23区比較（27年度速報値）
26 図表27 3つの健全度段階のイメージ
27 図表28 27年度決算に基づく本区の健全化判断比率
28 図表29 公債費・公債費負担比率の推移
29 図表30 貯金（基金）と借金（負債）の推移（一般会計）
30 図表31 扶助費と繰出金の推移
31 図表32 老朽化が進む施設の現状（区有施設の年次別整備状況）
32 図表33 標準財政規模と義務的経費及び一般行政経費充当一般財源等の推移
33 図表34 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を除く）の推移

区財政の推移と現状

編集・発行 平成28年(2016年)9月発行
豊島区政策経営部財政課
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電話 (03) 3981-1111(代表)